

2つの用行義塾と創設者たち

YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school / the English language school in Fukuroi in the Meiji era,
and the founders

小栗 勝也*
Katsuya OGURI

1. 用行義塾の終焉時期について

用行義塾の終焉に関して、『袋井市史 通史編』には明確な記載がない。用行義塾の紹介の後に続いて記されていることは、「学制」によって設立された袋井地域の小学校として、川井学校、久津部学校、久能学校、友永学校の4つがあったということのみである。久津部学校が用行義塾の後身であるという記述も『市史』にはない⁽¹⁾。

これに対して、『市史』の後に、同じ市史編纂委員会によって出版された『目で見る袋井市史』では、明治5年「8月に「学制」が公布されて、旧来の学校は全て廃止するように指示されましたので、用行義塾も解散を余儀なくされ、新しく久津部学校が誕生します。近隣の数カ村が集って1つの学区を作り、その学区が財政負担をして、建てたものです。明治6年6月のことでした」と記している⁽²⁾。

この文から『市史』関係者は、用行義塾が久津部学校に移行したと認識していることが分かる。しかし、ここで久津部学校を「建てた」と記したことは勇み足であった。この時には新しく校舎を建てていないからである。拙稿⁽³⁾で示した通り、用行義塾の校舎がそのまま次の久津部学校に引き継がれたのであり、この時に新しく「建てた」という事実はない⁽⁴⁾。また、上の文章で示された明治6年6月という時期は、久津部学校の誕生の時期であることは確かであるが、用行義塾が廃止された時期もこれと同じであるかどうかは明記されていない。

『市史』関係者以外の文献で、用行義塾から久津部学校への移行に関して記しているものを示すと、刮目尋常高等小学校が作成した『我が郷土』（昭和6年）の15丁目（頁がある冊子では35頁）に次の文がある⁽⁵⁾。

「刮目小学校は随分古い歴史を持った学校である。明治五年我が国に教育のきまりが初めて出来たとき、設立されたもので、その時は用行義塾といって久津

部の北側（今の足立隆二氏宅の西）にあった。明治六年には久津部学校と改まり、同じく十二年九月には公立刮目舎と名が変わった。」

明治6年に久津部学校に改まったという表現は、その直前までは用行義塾であったと読み取ることもできるが、本当にそうであるか否かは明確には書かれていない。また、それが明治6年のいつであるかについても記されていない。

以上のように、『目で見る袋井市』も『我が郷土』も、用行義塾が久津部学校に変わったことは共通に認識されているが、その間の移行過程は詳しく書かれていないという共通点がある。おそらく正しい事実が分かっているからではないかと思われる。

用行義塾の終焉に関して、既存文献から分かる情報はここまでであった。明確に言えることは、用行義塾がいつ、どのようにして終わったのかについて詳しく記述している資料はないということである。しかし、筆者の調査によって僅かではあるが、用行義塾の終焉時期について新たな情報を追加できるようになった。未公開文書から発見した情報を含め、以下の4つを紹介したい。

第1の情報は、袋井東小学校に保存されている『沿革誌』の情報である。『沿革誌 第二編』⁽⁶⁾の「第二章 学校ノ設廃分合及ビ位置」の冒頭に次の文がある。

「次デ学制ノ公布ニ従ヒ明治六年六月用行義塾ヲ廃シ従前ノ位置ニ公立久津部学校ヲ設置ス」

これによれば用行義塾の廃止は明治6年6月となる。また同じ場所に久津部学校が設置されたことも判明する。但し、ここでも明治6年6月は廃止と設置の両方に掛かっているとも読めるし、廃止だけに掛かっているとも読める。やはり、その関係性は不透明である。

第2の情報は、同じく袋井東小学校に保存されていた別の『沿革誌』の記述である。すなわち、『沿革誌 明治25～29年』⁽⁷⁾の「(一) 学校創設及廃止分合ノ事」の所

に、

「同【明治5年のこと…小栗注】年八月政府始メテ学制ヲ頒布セラレ從ツテ同六年六月浜松県第二百二十五号達ニ基キ第十一大区十二小区公立久津部学校ト改メ【以下略】」

とある。ここでは明治6年6月は久津部学校に改まった時期であると明記されている。2つの沿革誌の記録を合わせると、明治6年6月は、用行義塾の廃止と久津部学校の設置の両方が同時に生じた時期ということになるが、果たしてそれで正しいであろうか。廃止と誕生が同時であったというのは、2つの沿革史が両方とも正しい場合の結論であるが、共に正しいという保障はどこにもない。

結局の所、沿革誌では、時期は1つしか示されていないが、それが用行義塾の終焉を意味するのか、久津部学校の誕生を意味するのか、或いは、その2つが同時であったことを意味するのか、という複数の解釈ができてしまうことになる。この点で、同じ明治6年6月の時期を記している『目でみる袋井市史』や『我が郷土』と変わらず、不鮮明な情報ということになる。

第3の情報は、既刊拙稿で原資料を紹介した戸倉新資料①である。これのみは戸倉氏によって既に公表済みの情報である⁽⁸⁾。そこに次の文章がある。

「同(明治:小栗注)五年七月官学制ノ令アル由リ、私学ヲ廢シテ公立トナシ、同六年二月ヲ以テ用行義塾ノ稱ヲ廢シ更ニ第拾壺大区拾壺小区⁽⁹⁾公立小学久津部学校トス。」

ここでは、用行義塾の廃止が明治6年2月であったと記されている。その後「更に」という言葉が用いられて久津部学校への移行したことが述べられている。「更に」という一言が何を意味するかという解釈によって、この文章でもやはり曖昧さは残る。用行義塾の廃止から更に幾らかの時間を要して久津部学校へ移行したとも読めるし、「更に」が「同時に」という意味であれば、廃止と移行は同時であったことになる。しかし、いずれであっても、明治6年2月は用行義塾が「廃」された時期であることは確実である。

用行義塾の廃止時期として、従来にはなかった明治6年2月という新情報が、この資料によって初めて示されたことになる。

ここまでの第1～第3の情報が、いずれも正しいとすると、全てを総合して、明治6年2月に用行義塾が廃止となり、同年6月に久津部学校へ移行したという解釈ができる。筆者は、この解釈が正しいと考えている。その解釈を補強する材料として、次の第4の情報を提供したい。

第4の情報は、最近になって筆者が袋井東小学校に保存されている文書束から発見した次の記録である。本誌本巻別掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾(その2)」で示した文書情報No.4-5がそれで、その文書

は久津部村の有力者である足立家の人びと4名が連名で、明治6年4月に浜松県令に提出したものである。そこに、「久津部村義塾書面之入費村中積金ヲ以時壬申六月設立仕候處今般一式小学所ニ寄附仕度此口御口口奉願上候以上」(「口」は判読難の文字)と記されていた。

壬申は明治5年を指し、その年の6月は用行義塾が発校した時であるから、この部分の記述は既に知られている通りであり、正しい情報が記されている。用行義塾が村の積金で設立したことも、戸倉新資料①で記されている通りである。そのため、この文書の内容は信用に足るものと言える。この文書の中に、用行義塾のための資金を明治6年4月のいま、まとめて小学校(久津部学校)に寄附したいので、それを認めて欲しいという願いが記されているのである。

この文書にある明治6年4月という日付を、上述の3つの情報から判明した内容と照合すると、久津部学校が生まれた時期として既存文献の全てが記している明治6年6月と、戸倉新資料①で用行義塾が廃止された時期と明記された明治6年2月の中間の時期にあたる。その時に、用行義塾の資産一式を他に転用しようとしているのであるから、もし、その時点で用行義塾が存在していたならば、そのようなことは不可能である。逆に、そのようなことができたという事実から、4月までのある時点で用行義塾は既に無くなっていたことが立証される。

第1、第2の情報では明治6年6月が用行義塾の廃止か、久津部学校の開始か、あるいはその両方が同時に起きたのか曖昧であると述べたが、その曖昧さを第4の情報によって明確にすることができる。すなわち、明治6年4月の時点で用行義塾は存在していないのであるから、明治6年6月という時期は久津部学校の開始のみを示していると断定できる。

すると次に知りたいことは、用行義塾が無くなったのは正確にはいつであったのかという点である。この問いに対する答えを提供してくれる材料は、いまのところ第3の情報として紹介した戸倉新資料①だけである。それが正答であるのか否かの吟味は別に必要であるが、現時点で明治6年4月より前の時期を示して用行義塾の終焉に言及しているものは、この資料だけであるから、注目しない訳にはいかない。そこには用行義塾の廃止が明治6年2月であると書かれていた。

1つの資料のみで断定するのは早計であるかもしれないので、今後更に研究が進み、他にも論拠が見つかることが望ましいことを承知の上で述べるが、筆者はこの戸倉新資料①の記録が正しいと考えている。

その理由は第1に、明治6年2月という特定の時期を記しているということは相応の根拠がなければ出来ないことであり、それが出来ているということは、十分な根拠を承知していたからに違いない。用行義塾の2月廃止説は根拠があると見なしてよいのではなかろうか。

表 1 文部省年報の調査結果

便宜№	国立国会図書館の近代デジタルライブラリーの登録タイトル記録の有無	用行義塾関連の記録の有無	名称	公立／私立	学科	位置	設立	新築／旧家	教場	公有／借用	言語	教員	外国人教員	生徒	卒業生	授業料	扶助金	主	
1	日本帝國文部省年報 第1(明治6年)	なし																	
2	日本帝國文部省年報 第2(明治7年)	「明治七年外国語学校統計表」11頁用行義塾に右の記録	(名称) 府県公立小学校久津部	(何立)私	(学科) 小学校	(位置) 茨城県下久津部村	(設立) 明治7年				(何語) 英	(教員) 1	(外国教員)【なし】	(生徒) 男12、女2				(学校主) 足立藤八	
3	〃	表1176頁に右の記録	(名称) 府県公立小学校久津部		(学科) 小学校	(位置) 第12中学区久津部村	(設立) 明治6年					(教員) 男2、女【なし】		(生徒) 男303、女142		(1月毎生受業料)【なし】	(扶助金配当高) 40円	(主者) 足立藤八	
4	〃	「明治七年府県私立小学校統計表」があるが、そこに用行義塾はない。静岡関連では浜松県の匂坂学校、駒場学校、時習舎の3つがある。																	
5	日本帝國文部省年報 第3(明治8年) 第1冊	「明治八年外国語学校一覽表」に記載なし																	
6	日本帝國文部省年報 第3(明治8年) 第2冊	「明治八年府県公立小学校一覽表」209頁に右の記録	(名称) 久津部立小学校			(地名) 遠江国山津郡久津部村	(設立年) 明治6年	(新築/旧) 旧民家		(公有/借用) 公有		(教員) 男3、女【なし】		(生徒) 男138、女49		(授業料) 無	(扶助金配付額) 6円25銭1厘		
7	〃	「明治八年私立小学校一覽表」に記載なし																	
8	日本帝國文部省年報 第4(明治9年) 第1冊	「明治九年外国語学校一覽表」に記載なし																	
9	日本帝國文部省年報 第4(明治9年) 第2冊?	「文部省第四年報附録第二/明治九年府県公立小学校一覽表」の217頁に右の記録	(名称) 久津部立小学校			(地名) 遠江国山津郡久津部村	(設立年) 明治6年	(新築/旧) 新築		(公有/借用) 公有		(教員) 男5、女【なし】		(生徒) 男127、女35		(授業料) 無	(扶助金配付額) 6円25銭1厘		
10	〃	「明治九年私立小学校一覽表」に記載なし																	
11	日本帝國文部省年報 第5(明治10年) 第1冊	「明治十年外国語学校一覽表」に記載なし																	
12	日本帝國文部省年報 第5(明治10年) 第2冊?	「文部省第五年報附録第二/明治十年府県公立小学校一覽表」の222頁に右の記録	(名称) 久津部立小学校			(地名) 遠江国山津郡久津部村	(設立年) 明治6年		(教場) 1			(教員) 男4、女【なし】		(生徒) 男112、女9	(卒業生) 男【なし】、女【なし】	(授業料) 無	(扶助金配付額) 4円36銭4厘		
13	〃	「明治十年私立小学校一覽表」に記載なし																	

【注】原文で右に「同」]という表記の場合でも、ここではその内容を明記した。また、原文で「...」とだけ記されている場合は【なし】と記した。原文の数字は漢数字で、漢字は旧字体であるが、ここではアラビア数字、新字体に直した。1枠全部に斜線を引いた部分は用行義塾の記載がない場合、または該当欄がないことを示す。

理由の第2は、用行義塾の出席簿から分かる最も遅い時期の記録は明治6年1月までであるという点である。2月以降の記録が存在していないのは、2月に廃止になったと考えれば、当然の帰結となり、全ての情報が符合する。

理由の第3は、用行義塾と久津部学校とは同じ小学校とはいっても、その性質が大きく違うので、移行するためには幾らかの時間を要するはずである、と容易に想像できる、という点である。学制による義務教育としての小学校である久津部学校と、学制に拘束されない独自の小学校であった用行義塾とは、まず、カリキュラムが異なっている。別の機会で紹介する予定だが、カリキュラムで見ると用行義塾の方がレベルがやや高かった。次に、相応の授業料を徴収し、入学も希望者だけで運営していた私立小学校のような用行義塾と、義務教育としての公立小学校・久津部学校とは、学校の経営方法も異なる。また、多くても塾生が数十人で済んでいた用行義塾と、地域全体の学齢児童全員を引き受けなければならない久津部学校とは、対象となる児童の規模も異なる。このように異なる要素の多い学校が引き継がれる場合には、ある程度の時間的余裕がなければ円滑な移行は望めないであろう。

以上の理由から筆者は、戸倉新資料①の記述を信用して、明治6年2月に用行義塾が廃止となり、4か月後の6月に久津部学校がスタートした、と解釈するのが、現時点では最も妥当であると考えられる。

但し、これらの根拠は戸倉新資料①のみであるから、最終的な結論は保留としておきたい。そのため、特に断りがない限り、今後、筆者が用行義塾の終焉時期を記す場合は、あくまでも未確定の推定情報であることをお断りしておきたい。

2. 2つ目の用行義塾の発見

上述の通り、明治6年2月（推定）には用行義塾が廃止となり、6月から新しい久津部学校に移行したことが分かった。ところが、無くなったはずの用行義塾が生き残っていたという、これまで誰からも一度も指摘されたことのない新事実が新たに浮上してきた。

筆者が最初に、その可能性があることに気付いたのは、まだ袋井東小学校の沿革史や文書庫の存在も知らなかった頃に、神辺靖光『日本における中学校形成史の研究〔明治初期編〕』を見た時である。同書から、『文部省第二年報』（明治7年）収録の「外国語学校表」に用行義塾の情報が記載されていることを知った。翌年の文部省の年報からは消えている⁽¹⁰⁾ので、少なくとも明治7年には用行義塾が存在していたことになる。文部省の年報に基づいて作成された同書掲載の一覧資料には、用行義塾の所在地は浜松県久津部村、「校主」は「足立儀八」⁽¹¹⁾（354

頁）、又は「足立儀八」（373頁）と記されているから、間違いなく久津部の用行義塾である。

神辺だけでなく、片山清一『私学行政と建学精神』でも「明治七年外国語学校統計表」が掲出されており、やはり用行義塾が出ている。そこにも「学校主」として「足立儀八」の名がある。この本も情報の基は文部省第二年報であり、神辺と同じである⁽¹²⁾。

明治7年に存在したという外国語学校としての用行義塾とは一体何なのであろうか。それを探るため、まずは上記の文献が基にした資料を見て、そこに誤りがないかを確認する必要があると考えた。そこで筆者も文部省年報を調査した。調査結果の一部は後述するように、既刊拙稿で既に利用しているが、ここでは調査結果の全てを示す。それが前頁の表1である。

ここから明らかなように、確かに文部省年報の第2（明治7年）に「外国語学校」として用行義塾が記載されていた。また、年報で用行義塾が出てくるのは、この1回のみであることも確認した。翌年以降の外国語学校の一覧表には登場していないので、すぐに消滅したことになる。つまり神辺らの引用は正しいものであった。

文部省年報における久津部学校についても調査をしたが、同じ表1に示した通り、既に知られている情報が多かった。久津部学校に関して、文部省年報から新たに判明した情報は、「主者」が足立儀八であること、教場が1つであったこと、校舎は旧民家と新築の2説が記されていること、であった。このうち教場が1つであったこと、旧民家か新築かに関しては、本稿の注(3)で示した既刊拙稿「用行義塾の場所と建物」で考察したので、ここでは言及しない。

さて、この文部省記録に登場する明治7年の用行義塾であるが、これをどのように解釈したらよいのであろうか。注目すべきことは、設立が明治7年とされている点と、英語を主に教えた外国語学校であるということの2点である。

明治7年に設立されたというのであるから、元の用行義塾が久津部学校に移行して、さらに1年後のことになる。これが正しければ、用行義塾は小学校としては久津部学校に移行して姿を消したけれども、その後、新たに私立の英語学校として復活したことになる。場所は久津部村ということだけしか分からないが、「学校主」が足立儀八であり、当時、久津部学校の「主」として文部省に届けられた者と同じである。足立儀八は、小学校・久津部学校の主であると同時に、英語学校・用行義塾の学校主でもあったことになる。

以下は、筆者による推測である。おそらくは廃止された用行義塾を惜しんで、関係者が元の名前で復活させたのではなかろうか。英語学校として再生させた理由は分からないが、小学校としての再生は久津部学校が出来た以上、意味がないことは容易に想像がつく。それ故、別

の学校にならざるを得ないが、その際、英語学校が選ばれたということになる。

もしかすると、校舎も元の用行義塾と同じであったかもしれない。久津部学校に通う児童が多くないうちは同じ校舎を用いて、小学校の授業と英語学校の授業も併存できたかもしれない。或は昼間と夕方とで時間を分けて併存させたとも考えられる。以上は、校主が同じであることと、同じ久津部村であったという2点から筆者が想像したことであり、事実であるかどうかは証明できない。今後更に研究を深められる材料が発掘されることを願うばかりである。

いずれにせよ、英語を教える日本人教師1人と、男12人、女2人の生徒で構成された外国語学校としての用行義塾が、明治7年のある時期に生まれ、再び消えたという新たな事実が、文部省の資料から明らかとなった。

「外国語学校」という区分は、明治6年4月の文部省布達「学制二編追加」で初めて登場したもので、上等小学校を終えた者が入学し、専門学校に入学する前の予備教育をする場所であった。別に設けられていた「中学校」の初年生レベル（下等中学校の1・2年生、年齢で言うと14・15歳）と同等の存在であったということである⁽¹³⁾。

従って、復活した用行義塾は、中学校初等レベルの外国語学校ということになり、しかも英語を教えていた。小学校であった元の用行義塾とは明らかに教育内容が違うので、もう1つの用行義塾と言わなければならない。つまり、歴史的に用行義塾は2つ存在したことになる。管見の限りでは、このことは今日まで誰も指摘したことがなく、全く知られていなかった事柄と言える（但し、本稿末尾の追記を参照のこと）。

なお、2つ目の用行義塾がいつまで存在していたか、という点については、別の資料から次のことが分かっている。前出の拙稿「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾(その2)」所収の表9の中にある文書情報No.5-6で示した通り、浜松県が文部省に届けた情報の中に、明治8年に用行義塾が私学を廃したという記録がある。この時点で「私学」の用行義塾というのは2つ目の用行義塾しかあり得ない。それが明治8年のうちに廃止されたことが、この記録から判明した。そのため、文部省の記録でも、明治8年以降には掲載がなくなった訳である。但し、明治8年の何月何日に廃止されたのは不明である。

従って、2つ目の用行義塾は、明治7年のある時から始まって、明治8年のどこかで終わった、ということしか現状では言えない。2つ目の用行義塾も1年ほどの歴史しかなかったことになる。

3. 2つの用行義塾の混同

以上に見てきた通り、用行義塾は2つ存在しており、それらは、時期も内容も別の学校である。そのため両者

を明確に区別しなければ問題が生じることになる。しかし、そのことを知らずに書かれた先行文献の中には、2つの用行義塾を混同したまま論じているものがある。

(1) その典型は、飯田宏⁽¹⁴⁾『静岡県英学史』⁽¹⁵⁾である。同書143頁に用行義塾の紹介がある。そこでは、用行義塾が明治5年7月に「山名郡国本村久津部字新屋（現磐田郡久努村久津部）」に設けられ、明治6年6月に廃されて久津部学校に改められたこと、「足立儀八、同貫一」が設立した私塾であること、「英語・数学の教員」に「板倉氏」、「清水清太郎氏（後に久努村小学校長）」がいたこと、塾生に足立五郎作（掛川中学を経て札幌中学に入り、最優秀で卒業）、日向「金作」などがいたこと、時計の代わりに線香を使っていたこと、休憩時の運動に相撲を行ったこと等が記されている。

しかし、この本には幾つかの大きな問題点がある。

第1に、飯田氏の言う明治5年7月に誕生（正確には6月発校、7月授業開始）し、明治6年6月に久津部学校に改められたのは1つ目の用行義塾である。それは小学校であって英語を教える学校ではない。ところが飯田氏は「静岡県西部の英学」を教えた学校を紹介する章で、この用行義塾を扱っており、小学校と英語学校を混同していることに気付いていない。

第2に、用行義塾における英語・数学の教員として飯田氏は、板倉、清水清太の2名を挙げているが、これは間違いである可能性が高い。はじめに1つ目の用行義塾について考えると、その学校の教員として判明している人物は、高田緑雲、岡田直（岡田清直）、国府田某の3名のみであり、それ以外に教員の存在は確認されていない⁽¹⁶⁾。また、そもそも1つ目の用行義塾では、「習字」の中で洋字を扱う時間が僅かにあったが、英語を教えてはいないので、英語の教師が存在するはずがない。つまり、教員に関する飯田氏の記述は1つ目の用行義塾については全く当てはまらないことになる。

次に2つ目の用行義塾について考えると、前掲表1に示した通り、文部省に届けられた情報では、英語学校としての用行義塾には教員として日本人が1名あったのみである。飯田氏は2名の教員があったと指摘しているが、それは文部省の記録と矛盾する。この点でも氏の記述は信用し難いものになっている。それでも、飯田氏が挙げた2名のうちのどちらかが教員であった可能性はまだ残されている。しかしながら、2つ目の用行義塾については他に検討できる材料が何もないので、その可能性がどれだけあるかを検証することは難しい。

しかし別の角度から見た時に、飯田氏が挙げた人物は用行義塾の教員ではないと考えられる材料がある。それは筆者が、清水清太に関して具体的な情報を幾つか入手していることによる。

(清水清太について)

清水清太は、『沿革誌（袋井東小学校） 第一編』冒頭

にある校長の一覧表から、明治11年度から14年度まで「校長」であったことが分かっている⁽¹⁷⁾。また、明治12～13年の当時の出勤簿にも清水の名が筆頭に出てくる⁽¹⁸⁾。この時代の学校は、用行義塾の後身小学校である久津部学校、更にその後身の公立小学刮目舎と称していた時代にあたり、用行義塾ではない。

また、飯田氏は、清水は後に久努村小学校⁽¹⁹⁾の校長になったと記しているが、久努村小学校という学校は存在しない。昭和の時代に久努村に存在した小学校が「久努国民学校」、「久努小学校」の名称を用いたことはある。仮に飯田氏の言う「久努村小学校」が昭和期に実在した久努国民学校、久努小学校のことであると考えたとしても、その歴代校長の中に清水の名はない⁽²⁰⁾。

清水が校長を務めた小学校は、久津部学校と刮目舎のことであり、それ以外にはない。飯田氏は、後身の小学校で教員・校長を務めた清水のことを用行義塾時代の教員であったと誤認しているのではないだろうか。

次に、2つ目の用行義塾が存在していた明治7～8年頃を考えてみても、その頃に清水が英語または数学の教師として勤めていたとは考え難い事情がある。なぜなら当時の清水は、まだ学生であったからである。

袋井東小学校に保管されている文書束から、筆者が知り得た清水に関する最も古い情報は、明治8年10月または明治9年1月のいずれかに、彼が浜松瞬養学校の予科生として入学が許可され、「予科一ノ組」に入って勉強をしていたこと（文書情報No.5-9）、更に明治9年4月28日の予科生の学業試験に合格し、「二等証書」を授与されて予科を終えていること（文書情報No.5-7）である⁽²¹⁾。文書情報No.5-9だけでは、2つ記されている入学許可時期のうち、清水がどちらに該当するかを特定できないが、戸倉新資料①にある清水の履歴には「明治八年十月浜松瞬養校予科生へ入学」とある⁽²²⁾から、明治8年10月が正しいと分かる。

浜松瞬養学校は文字通り、小学校の教員を短期間のうちに養成するために設けられていた専門の学校である。上の文書束の資料では、半年後の翌年4月に同校の予科生の試験に合格したことまでは分かるが、実際はそれだけではない。戸倉新資料①には「十一年十月十八日浜松中学小学師範学科卒業同月二十四日壱等訓導拜命」とある⁽²³⁾。つまり彼は予科を終えて本科に進み、浜松瞬養学校から浜松中学と校名を変えた後の明治11年に浜松中学の小学師範学科を終えて、正規の教員免許である一等訓導の資格を得たのである。

以上の事実から分かることは、2つ目の用行義塾が存在していた明治7～8年頃の清水は、教員養成学校に入学する直前か、入学直後の学生であったということである。

2つ目の用行義塾が廃止されたのが明治8年のいつであるかを特定できないので、明治8年10月に瞬養学校に入る前までは用行義塾の教員を勤め、用行義塾が無くなっ

た後に瞬養学校に入学した、という可能性もゼロではない。

しかし、その可能性については筆者は否定的である。その理由は以下の2点による。第1に、当時の彼の年齢である。清水清太は戸倉新資料①の記述から、明治13年10月当時、22歳であることが分かっている⁽²⁴⁾。そこから計算すると、2つ目の用行義塾が存在していた明治7～8年頃は16～17歳になる。教員というには余りにも若すぎる年齢である。

もっとも明治初めの学校教育では、例えば小学校（上級）を卒業したばかりの者であっても優秀であれば代用教員として雇用してもらえる「授業生」⁽²⁵⁾という非正規教員が存在していた。授業を受ける子供たちよりも、やや先輩という程度の若年者が教員代わりを務めるという実態が事実としてあった。同様のことが外国語学校で行われていたとしても不思議ではない。それゆえ、当時の清水が16～17歳であったということだけで、2つ目の用行義塾の教員にはなり得ないと断言することは早計である。清水の教員説を否定するには別の理由が必要となる。

第2の理由は、前出の戸倉新資料①にある清水の略歴である。その記録から、彼が予科を終えた後に浜松中学小学師範科に入り、明治11年10月にそこを卒業して、同月に一等訓導の資格を得たことは上述した通りである。その後の経歴として記されていることは、明治11年12月に、公立小学・久津部学校に教員として雇われた、ということである⁽²⁶⁾。履歴に示された清水の最初の教員経歴が、この明治11年12月の久津部学校であり、それ以前に教員を務めていたという記録はない。

もし、瞬養学校に入学する前に、たとえ非正規教員であったとしても、彼が2つ目の用行義塾で教員を務めていたのが事実であるならば、なぜ履歴にそれを記さないのであろう。記しても有利になることはあっても、不利になることは絶対はない経歴である。それが無いのは、事実として教員ではなかったからである、と考えるのが最も自然ではなからうか。

以上をまとめると次のようになる。清水は、用行義塾の後身の小学校において教員・校長を務めていたことは事実であるが、2つの用行義塾のいずれにおいても教員として教えていたという記録はない。逆に、各種文書に残された記録から推定されることは、清水清太は2つの用行義塾の教員ではなかった、ということである。

残るのは、板倉という人物が2つ目の用行義塾の教員であった可能性についてであるが、これに関しては現状では何も検討する材料がないので、肯定も否定もできない。それでも、清水＝用行義塾教員説が疑わしいことは間違いないので、その点だけでも飯田氏の記述は信憑性に欠けると断言できる。

（足立五郎作について）

更に、飯田氏の用行義塾に関する記述の中で、用行義

塾の塾生の1人として登場している足立五郎作についても大きな問題がある。足立五郎作は『袋井市史 史料編』の用行義塾関連史料で一度も登場しない名前であり、1つ目の用行義塾の塾生であったという証拠はどこにもない。2つ目の用行義塾に関しては詳細な情報が皆無なので、五郎作に限らず、誰が塾生であったかを特定することは不可能である。

しかし筆者は、別の所から五郎作の情報を幾つか発見しており、ここでも、それを基に飯田氏の記述を批判することが可能となる。

例えば、袋井東小学校に残る『沿革誌』には彼の名が何度か登場する。それによれば、足立五郎作は札幌農学校を卒業し、当時では珍しい「学士」となって地元で凱旋し、小学校（刮目尋常小学校）で講演をしたこともある⁽²⁷⁾。確かに飯田氏の言う通り秀才である。

また、袋井東小学校に残る文書束の中からも、五郎作に関する新情報を幾つか得ることができた。特に重要な情報は、文書情報No.4-14の記録から五郎作の年齢が分かったことである。彼は明治10年末時点の学齢調査で11才、明治11年10月末時点の調査で11才10ヶ月であった⁽²⁸⁾。ここから推定の生誕時期は明治元年直前頃と分かるので、1つ目の用行義塾が発校した明治5年6月時点では、彼は僅か5才6ヶ月程の年齢であったことになる。1つ目の用行義塾の規定では8才以上でなければ入学できなかったから、彼はここで学ぶことはできない。つまり彼は、当時の用行義塾の塾生ではあり得ない。

2つ目の用行義塾が存在した明治7~8年であっても、五郎作は僅か7~8歳でしかないから、中学と同等のこの学校に入学することは更に無理であろう。以上のように、年齢から考えただけでも、飯田氏が記すように足立五郎作が用行義塾の塾生であったということは、どちらの用行義塾であったとしても、絶対に無いと断言できる。

但し、用行義塾の後身の小学校に五郎作が通っていたのは事実である⁽²⁹⁾。飯田氏は、それと混同しているとはか思えない。

以上、清水と五郎作の事例から飯田氏の記述の信憑性に問題があることを指摘したが、混同や誤認がありながら、それに気付いていないのは、飯田氏の著書が、用行義塾に関する情報が乏しい時代に書かれたものであるから、やむを得ない面はある。しかし、間違いは間違いである。

飯田氏の記述には、他のどこにも記載がない新情報が含まれているにもかかわらず、以上の理由から、記述の内容をどこまで信用してよいか分からないという、非常に困った状態になっているのである。

他にない新情報というのは、例えば線香を時計代わりに用いていたとか、運動として相撲を取り入れていたこと等がそれにあたる。しかし、それが小学校の用行義塾としての情報なのか、英語学校としての用行義塾の情報

なのかを区別できない。もしかすると、清水や五郎作の例から分かるように、その両方にも属さず、後身の小学校の情報と混同している可能性もある。

そもそも、このような誤りの多い情報を、飯田はどのようにして入手したのであろうか。情報の典拠について飯田氏は何も記していないので、後の第三者が検証しようとしても不可能な状態になっている。その点が学術的には最も大きな問題点である。

(2) 池田哲郎『遠州英学史略』⁽³⁰⁾の中にも、僅か4行ではあるが用行義塾のことが記されている(同書5頁)。短いので該当部分を全て以下に記す。

「用行義塾 磐田郡久努村久津部(当時山名郡国本村)に足立儀八・貫一の私塾で英語を教えたというのが恐らく初級の綴字程度だったと思う。飯田氏の著書によると当時の教科書^⑩が残っている由、大切に保存してもらいたいと思う。」

既述の飯田宏氏の本から適当に抜き書きしただけのような文章である⁽³¹⁾。その為だと思われるが、池田氏のこの文を読んだだけでは意味の分からない点がある。文中の地名を記した部分に「当時」と記されているのだが、それがいつのことであるのかに関して、池田氏の文章では何も書かれていないのである。引用元の飯田氏の記述では、明治5年7月(正しくは6月)という設立時期を示した直ぐ後で地名を記しているが、池田氏は時期を示さず「当時」とだけ記している。これでは引用としても不正確であり、読者に混乱を与えるだけである。

また、「当時」の地名として「山名郡国本村」と書いているが、ここも飯田氏の書き写しなので、それが誤っていることに気付いていない。地名の誤りに関しては、飯田氏の文章を取り上げた際には触れなかったので、ここで述べておきたい。

用行義塾が存在した当時とは、1つ目が明治5年6月から明治6年2月までであり、2つ目は明治7~8年である。国本村は明治8年に久津部村とその周辺の村が合併してできた村名であり、2つ目の用行義塾の後半がそれに当たる。従って、1つ目の用行義塾が存在した時の所在地として使える村名は久津部村のみであり、2つ目の用行義塾に関しては、明治7年までは久津部村、明治8年からは国本村が所在地である。

従って、いつの時点の用行義塾を指すのかによって、村名を使い分ける必要がある。しかし用行義塾が2つあったことに気付いていない飯田氏は、用行義塾が作られた時期を明治5年とし、その時から村の名前は国本村であったと記している。明治5年には存在しない村名を使っていることに気付いておらず、後の村名と混同しているのである。これは池田氏も同様である。

なお、池田氏は、用行義塾の教育内容について、英語初級の綴字程度であっただろうと記しているが、飯田氏の文章ではそのような記述はない。従って、ここは池田

氏のオリジナルということになるが、そのように判断した根拠は何も示されていない。そのため、氏の単なる空想なのか、そのように想像できる何らかの材料があるのかも分からない。この点で、池田氏の記述には飯田氏の場合とは異なる別の問題が含まれていることになる⁽³²⁾。

(3) 宮永孝「幕末・明治の英学」にも、「英学をおしえた教育機関一覧表」があり、その中に用行義塾が含まれている。そこでは、開業は明治5年(1872年)、名は用行義塾、学科は英・数、校主は「足立儀八ほか」、所在地は静岡・山名郡国本村久津部字新屋、という情報が記されている⁽³³⁾。

英・数だけを教えていながら、明治5年に始まったとしている点は、2つの用行義塾を混同していることになる。飯田氏と同様に、宮永氏もその誤りに気付いていない。地名の誤りについても同様である。

この論文では、上記の一覧表は『東京教育史資料大系』(全九巻)を主たる資料として作成し、他に『都史紀要 十六 東京の英学』、『都史紀要 十七 東京の各種学校』、山岸光宣「明治初年私塾の外国教師契約書」(『書物展望』十巻八号所収)、尾形裕康著『学生成立史の研究』(校倉書房)、桜井役著『日本英語教育史稿』(敞文館)などを適宜参照したと注意書きがある⁽³⁴⁾。しかし、用行義塾の情報はこれらのどこにあるのかは分からない。筆者は未だ、これらの元資料を確認できていない。宮永氏自身は文部省の記録を調査したとは書いていないが、箇条書きの一覧の示し方は、文部省の記録と形が酷似しているので、宮永氏が引用した文献自体が文部省の記録を用いている可能性は大である。

2つの用行義塾を混同している先行文献の事例は以上である。

(4) 最後に『静岡県史』⁽³⁵⁾の記述を紹介しておきたい。ここでは、文部省第二年報の「外国語学校統計表」の情報から、中学校に類する外国語学校の1つとして2つ目の用行義塾を僅かに紹介している部分がある。その部分を示すと、「統計表には他にも「浜松県の山名郡久津部村(袋井市)の用行義塾」などが記載されているが、ここでは教員として外国人が雇われていたという記述はない」、というものである。この文章それ自体は「外国語学校統計表」から読み取った情報を記しているだけであり、内容に間違いはない。しかし、『静岡県史』では、1つ目の用行義塾が存在したことについて、他の場所も含めて、一言も触れられていない。従って、文章に混同や錯誤はないものの、近代における県内の初等教育史上、重要なはずの1つ目の用行義塾を無視している点で、やはり問題がある。

(5) ここまでに4つの文献を紹介したが、それら以外で用行義塾について触れた文献は、既述の『市史』『目で見る袋井市史』のように1つ目の用行義塾のみを扱うだけで、2つ目の存在には全く気付いていないものであっ

た⁽³⁶⁾。

以上の先行文献の考察から次のことが分かる。これまで用行義塾について紹介する文献は、(5)『市史』に代表されるように、1つ目の用行義塾についてだけを取り扱い、2つ目の用行義塾の存在には気付いていないものが多かった。2つ目の用行義塾に触れた文献でも、(1)(2)(3)のように1つ目と2つ目を混同していたり、また(4)のように、1つ目を無視して2つ目だけの紹介に留まっていた。(1)～(5)で紹介した文献は、以上の3種類に分類することができる。

しかし、いずれも、1つ目と2つ目の用行義塾の存在を正確に認識し、その両方について正しく解説できていなかった。資料に基いて、用行義塾が2つ存在していたことを指摘したのは本稿が初めてであるから、止むを得ないことではある。しかし今後は、用行義塾に言及する場合には、それが2つあることを前提にして正確に議論する必要がある。そのことを確認しておきたい。

4. 用行義塾の創設者について

前章までの考察により、2つの用行義塾があったことが判明し、また、関連資料には設立者や校主に関する情報が散見されたことも分かった。これらを踏まえた上で、以下、用行義塾を作ったのは誰であるのかという点に焦点を絞り論述していきたい。

筆者の本来の目的は、いつ、誰が、なぜ、用行義塾を作ることを思いついたのか、という問題を解明したいという点にあるが、現状ではそれを考察するための十分な材料がない。但し、このうち、誰が作ったのかに関しては既存文献でも幾つかの情報がある。まずは、学校の設立に関与した人物について、現在分かっている情報をまとめておきたい。

まずは文部省の資料から判明する情報である。これを用いた先行研究と、その基になった文部省年報そのものを確認したことによって、2つ目の用行義塾の主として文部省に届けられていた人物が「足立儀八」であることが分かった。1つ目の用行義塾については文部省資料に記録がないので、この「主」も同じ足立であったかどうかは分からない。文部省資料のみを用いて用行義塾に言及する先行研究では、2つ目の用行義塾のみを扱っていることになるので、1つ目のそれと混同しないよう注意する必要がある。

ところで、足立儀八の名は、全く別の所からも見つかった。『慶應義塾百年史』がそれである。同書の上巻に「義塾」と名のつく諸校一覧」が掲載されており、そこに用行義塾が1行で示されている⁽³⁷⁾。但し、何を材料にしてこの一覧が作られたのかという最も重要な証拠の提示がない点で、この書も大きな欠陥がある。

そこに記されている用行義塾に関する情報を、そのま

ま抜き書きすると以下ようになる。原文は縦書きであるが、ここでは横書きに直し、表の見出し情報（丸括弧内がそれに当る）も適宜追加して情報を示した。「【記載なし】」は当該欄に情報が記されていないことを意味する。

（地方別）中部地方／静岡県、（校名）用行義塾、（教科）【記載なし】、（所在地）浜松、久津部村、（設立年）【記載なし】、（設立者又は主長たる者）足立義八、（備考）【記載なし】

「教科」の内容と設立時期の情報が何も記載されていないので、偶然とはいえ1つ目の用行義塾でも2つ目の用行義塾でも、どちらでも通用する内容になっている。その意味で、先に紹介した3種類のパターンとは異なる特殊なものであったので、前章ではこの文献については触れなかった。しかし、2つの用行義塾を認識していない点では、他の文献と同じように問題がある。

本章では、用行義塾の設立者または主長たる者として記録されている部分だけに注目したい。この文献では「足立義八」と記されていた。「儀」が「義」になっている。

『慶應義塾百年史 下巻』にも、「補遺一、「義塾」一覧」の記載がある。上巻の一覧に補正を加えた新しい一覧表である。用行義塾についても、補正を加えたことを示す小さな「○」印が付された上で、次のように記されている³⁸⁾。但し補正の根拠は何も説明がない。記載情報を上巻の場合と同じ形式で示すと次のようになる。

（地方別）〔中部地方〕／静岡県、（校名）用行義塾、（教科）【記載なし】、（所在地）浜松県（山名郡国本村）久津部村、（設立年）明治五年、（設立者又は主長たる者）足立儀八、貫一、（備考）【記載なし】

ここでも「教科」の記載はない。ただ、設立年を明治5年としているので、こちらは1つ目の用行義塾を指していることが分かる。

ここでは、設立者又は主長たる者として、足立儀八と貫一が記されている。ここから1つ目の用行義塾も足立儀八・貫一が主を務めていたかのように見えるが、その判断は留保しておく必要がある。なぜなら、この文献も何を根拠としているのが不明であり、他の文献のように、2つ目の用行義塾と混同している可能性も否定できないからである。

ちなみに、筆者が初めて「貫一」の文字を見たのは、この『慶應義塾百年史 下巻』においてであった。その時は、「貫一」を「足立貫一」と考えてよいかどうかも分からなかったが、現在では「足立貫一」で間違いないことが戸倉新資料他によって確認できている。

また、『慶應義塾百年史 下巻』の記録を見たときも、国本村と久津部村の2つの村名が併記されている点で強

い違和感を抱いた。2つの村の違いについては既に述べているので、ここでは繰り返さない。ここでは、県の名前が同時に2つ併記されている点の問題について言及しておきたい。

下巻では明確に静岡県と浜松県の2つの県名があるが、上巻では静岡県と「浜松」という文字がある。浜松には県がついていないが、浜松と久津部村を並べて記している点は、浜松を県であると認識していると解釈することが可能である。もし何も認識せずに記しているのだとしたら、単なる無知ということになる。

静岡県になった後は、久津部が属した浜松県はなくなっているから、静岡県とだけ記せば済むはずであるのに、久津部村の前にわざわざ「浜松」の文字を置いている。静岡県になった後の「浜松」は浜松市？以外にはあり得ないので、久津部村と並置する意味は皆無である。それなのに「浜松」の文字を、久津部村の前に置いているのは、「浜松」県時代のことを引きずっているからである。それを引きずっているということは、静岡県と浜松県の違い、及びそれらと久津部村との関係を正しく知らないことを意味する。

そもそも、県名（県名に相当するものも含む）を2つ記すことは普通のことではないので、本来はその理由について明確な説明をする必要があるはずである。しかし、説明は一切ない。

浜松県は廃藩置県によって明治4年に設置され、明治9年に静岡県に吸収合併されて消滅した県である。1つ目も2つ目も用行義塾が存在した頃の久津部村や国本村は浜松県に属していた。それが、県の再編により後に静岡県に変わったのであるから、明治9年以降の時点から見れば静岡県でも間違いではない。しかし、記述者の時間的な立ち位置が明治9年以降に固定されているのであれば、浜松県の名を出す時は、それ以前の情報ということになるから必ず注釈が必要なはずである。例えば、所在地の「県」は、現在では静岡県であるが、用行義塾が作られた当時は浜松県であったと記せば正確に情報を記したことになる。しかし、そのような注釈が一切ないままで2つの県名が併記されているので、詳細を承知していない読者には混乱を与えるだけである。

もちろん、同書の当該部分は一覧表であり、用行義塾に割り当てられているのは1行のみであるから細かい注釈を入れる余裕はない。しかし、だからといって混乱するような形で情報を残してもよい、ということにはならない。『慶應義塾百年史』（上下共）の一覧表も、証拠が一切記されていない点、及び記載情報に不正確な点が混じっているながら説明がない点で、問題のある資料であると言わざるを得ない。

さて、以上、ここまでで紹介した文献資料から分かる用行義塾の校主、又は設立者の個人名についてまとめると表2³⁹⁾のようになる。但し、2つ目の用行義塾につい

での記述であっても、また1つ目と2つ目を混同している場合の記述であっても、全ての場合を含めている。

なぜ、用行義塾も久津部学校も「主」または「設立者」として、必ず名が挙げられているのが足立儀八であるのか、他の人名が併記される場合でも足立貫一しかないのはなぜか、という根本的な疑問については未だ答えが分かっていない。足立儀八が、後に述べるように当該地域の教育行政責任者であったことが大きな理由かもしれないが、それも想像の域を出ることはない。

いずれにせよ、既存文献から誰が用行義塾を作ったのか、あるいは学校の主は誰であったのかを探るにしても、従来は表2にまとめた情報までが精一杯であった。すなわち、足立儀八（義八は誤記）、貫一の2人までしか名前は分からなかった。筆者も、ここまでは探ることが出来ていたが、これ以上には進むことができなかった。

ところが、ある偶然から戸倉新資料①の存在を知ることになり、そこから用行義塾の発起人9名の実名が判明した。用行義塾に関する知見として飛躍的な進歩であり、それゆえ筆者は同資料を高く評価した。その評価は全ての人が納得して下さると思う。

改めて9人の名を、登場する順に列記すると次のようになる。

- 足立英三郎
- 足立貫一
- 足立儀八
- 足立敬三
- 足立諦一郎【戸倉新資料では「締」。「諦」が正しい】
- 足立関五郎
- 足立仲三
- 日向平三郎

表2 既存文献に登場する用行義塾・久津部学校の主

出典資料	校主、設立者等	掲載資料出版年
『日本帝国文部省年報・第2(明治7年)』中の「明治七年外国語学校統計表」	足立儀八	明治9年(1876年)
『日本帝国文部省年報・第2(明治7年)』中の「府県公立小学校表」 【但し、ここだけは久津部学校の情報。他は用行義塾】	足立儀八	同上
『慶應義塾百年史・上巻』	足立義八	1958年
飯田宏『静岡県英学史』	足立儀八、同貫一	1967年
『慶應義塾百年史・下巻』	足立儀八、貫一	1968年
池田哲郎『遠州英学史略』	足立儀八・貫一	1971年(1967年)
片山清一『私学行政と建学精神』	足立儀八	1984年
神辺晴光『日本における中学校形成史の研究〔明治初期編〕』	「足立義八」(354頁)、または「足立儀八」(373頁)	1993年
宮永孝「幕末・明治の英学」(後に宮永孝『日本洋学史』)	足立儀八ほか	1999年

大草泰順

9人のうち7名が足立姓の人物である。代々、久津部の庄屋を務めていた足立家⁽⁴⁰⁾の当該地域における実力が、当時も圧倒的であったことが、ここから窺える。

ここでは、貫一の名が儀八よりも前に置かれているが、文部省年報では儀八の名しか記されていない。『慶應義塾百年史 下巻』では儀八、貫一の順で記されている。戸倉新資料①で貫一の方が上であるのは何か意味があるはずであるが、その意味は現状では正確には分からない。2人の関係で分かっていることは、後述するように貫一の方が年齢的に少し上であったということと、共に足立家本家ではなく、分家の家系に属するという情報だけである。しかし、それが序列の差に関係していたのかどうかはよく分からない。

戸倉新資料①から創設者の中心に「足立」家があったことを知り、『市史 史料編』収録の用行義塾関連の原史料が、足立家文書の中から見つかったことも筆者は初めて納得することができた。村の最有力一族であり、用行義塾設立の中心的存在であった足立家であれば、用行義塾の先生や塾生の出席簿等にあたる個人情報が、そこに残されていても不思議ではない。

しかしながら、足立儀八ほか7名の名前は分かったが、これらの資料では名前以外には情報がないので、彼らがどのような人物であったのかについては全く分からない。戸倉新資料①から知り得ないだけでなく、その他の文献でも、7名の足立姓の人びとについて紹介するものはなかった。

そこで次の作業として、これらの名前を手掛かりに調べられる限りの情報を集めることにした。既存文献を調べ始めた当初は全く情報がないままであったが、その調査の途中で、袋井東小学校所蔵の文書があることを知り、同校の『沿革史』や文書束を見る機会に恵まれた。そして、これらの文書の中から、上記の足立家の何人かについて、これまで知られていなかった情報を幾つも発見できた。但し、いずれも断片的なものばかりで、1人の人物像を鮮明に描き出すほどの情報量は得られていない。それでも彼らに関する情報が皆無であった旧来と比較すれば、大きな進歩であることは間違いない。

同時に他の既存文献の調査が更に進み、それらからも幾つかの断片的な情報を見つけることができた。

『沿革史』から得られた関連人物の情報については、既に拙稿⁽⁴¹⁾にまとめたので、それを参照して頂きたい。本稿では、『沿革史』の情報に加え、新しく調査結果をまとめた文書束の情報(本誌本巻別掲拙稿を参照)を追加し、更に既存文献からの情報も合わせて、上記の用行義塾発起人の中から、特に、学校の「主」として記録に残されている足立儀八と足立貫一の2人に注目した。以下に、彼らに関して筆者が知り得た情報を紹介する。

5. 足立儀八について

既述の先行文献で記されていた足立儀八に関する情報は、名前以外には信用できるものはなかった。以下に示す紹介は、足立儀八に関するまとまった言及として初めてのものになるはずである。彼は、当時の久津部村とその周辺地域において最上級クラスの重要人物であることが分かった。

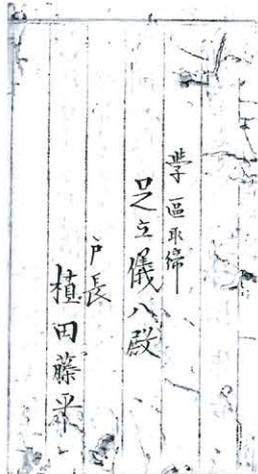
(5-1) 学校の「主」

まず指摘したい点は、既述の通り、彼が用行義塾、及び久津部学校の「主」であった事実である。表2から明らかのように、用行義塾の責任者として最も多くその名が記録されているのは足立儀八である。但し、表2の用行義塾はいずれも英語塾のことである。1つ目の小学校としての用行義塾については、彼は設立発起人9名の内の1人であったことは判明しているが、当時の用行義塾の「主」が誰であったかは不明のままである。しかし、1つ目の用行義塾が無くなり、学制に基づく久津部学校に移行（明治6年）した後、久津部学校の「主」になったのは足立儀八である（表2参照）。

今日で言えば小学校の責任者は校長であるが、久津部学校における校主・足立の立場は、これとはやや異なると考えられる。今日では校長は管理職であるけれども、元は教員であった者がその職を担当するのが普通である。つまり校長は教員の延長線上にある。しかし足立については、記録上、教師を務めたことを確認できる資料はない。また別の理由と合わせて考えても、彼が教師であった可能性は乏しい。

別の理由とは、第1に、1つ目の用行義塾では、教師は高田緑雲、岡田清直（または直）、国府田の3名であったことが分かっている、足立がそこで教えたという記録がないことである。1つ目の用行義塾で教師でなかったことから推測すると、その後の久津部学校でも教師を務めたことはないと思われる。2つ目の用行義塾については何も分からないので確

写真1 学区取締・足立儀八の名が記載された文書の例



なことは言えないが、同じ理由から、足立がそこで教師を務めたとは思えない。

第2に、久津部学校時代の彼は、村の中で学校教育を司る立場にいたことが判明しており、それについては次項で述べる通りである。従って、明確に分かっている事実から推測する限りでは、当時の足立儀八の立場は、久津部学校や用行義塾の「主」ではあっても、それは専ら管理上の責任者と

いう意味であって、教員の延長としてその職にあった訳ではないと考えられる。

(5-2) 学区取締

明治6年2月、足立は浜松県から「学区取締」に任命されていることが分かった。これは、小学校普及のために設置された役職で、浜松県で同時期に39人が任命されている。足立「義八」はそのうちの1人であった⁽⁴²⁾。これは小学校の普及のために設けられた県の教育行政官のようなもので、県から手当も受けている⁽⁴³⁾。

当時の足立儀八は、教育行政現場の第一線に位置した役人であって、今日で言えば、教育長のような立場に近いであろう。具体的な学校の「主」であると同時に、公的な教育行政責任者でもあるというのは、今日のイメージでは馴染まない仕組みではあるが、当時は初めて義務教育が導入された時期であり、しかも1つの村に1つしか小学校がない時代であったから、役人が教育現場での「主」を担当することが適切だと考えられていたのであろう。

例えば、その頃、久津部地域の地元で学齢に達した児童があると、その父親から就学届が出されていたが、その宛先は例外なく学区取締の足立儀八になっていた。袋井東小学校に残る文書束の中に収められていた書類からそれが判明した。例えば写真1のように、明治11年7月に足立宛に出された「就学届」が残っており、他にも同様の文書は幾つもある⁽⁴⁴⁾。

写真1の文書は、1枚の罫紙が袋綴じで保存されており、仮にこの文書を綴りから取り出して1枚に広げた場合、左側にあたる部分がこの写真である。1枚に広げた時に右側にあたる部分は痛みが激しく、また綴りが厚い関係で綴じ部に近い右端の部分はうまく写真に写せなかったため、ここには写真として掲出しなかった。右側の部分を含め、この文書の全文を示すと以下ようになる。（原文は縦書き。旧漢字は新字体に直した。■は欠けて不明な部分。）

就 学 届
 第十一大区十一小区国本村
 農 佐吉二男
 村松佐太郎
 右私二男佐太郎儀就学年齢相当二付当七月五日当
 村学校エ入学為■候間此段御届申上候也
 明治十一年七月 父 村松佐吉
 学区取締
 足立儀八殿
 戸長
 植田藤平

用紙の一部が欠けて不明になっている1字分には、他の同様の文書から「仕」の字が入ることが分かっている。

当該地域からは学区取締は、少なくとももう1人いて、足立貫一もそうであることが判明している⁽⁴⁵⁾。しかし、足立貫一あての就学届は、袋井東小学校に保存されている文書を見た限りでは、なぜか1つも見つからなかった。就学届のあて先が儀八だけであるのは、特別な意味があるはずである。

儀八と貫一は足立一族の中では共に本家とは別の系統に属す関係であるが⁽⁴⁶⁾、近くに住みながら協力して地元を支えていた親戚同士という間柄である。しかし、就学届のあて先が儀八のみであったことだけから見ても、公的な仕事における能力においては、儀八の方が上であったのかもしれない。

この違いは、はじめは儀八と貫一の年齢の差によるものではないかと想像していたが、その考えは間違っていた。なぜなら、2人の年齢が判明したことから、それを比べると、次項で示すように貫一の方が年上なのである。従って、同じ学区取締でありながら、上記のような違いがある理由は、個人の能力差に求める以外にはないのかもしれない。そのため、同じ学区取締であっても儀八と貫一の間で初めから業務上の分担が設定されていたのかもしれない。あるいは、能力とは関係なしに、単に担当する業務や担当地域が異なっていただけである、という可能性も考えられる。但し、これらは想像でしかなく、詳細は不明である。

なお、上掲の就学届が出された明治11年頃は、久津部学校がカバーする地域は国本村、広岡村、高尾村の3村になっていたが、その地域にある小学校は久津部学校のみであった⁽⁴⁷⁾。3村の子供たちのための学校である久津部学校を管轄する教育行政責任者の立場にあったのが当時の足立儀八であり、単に1村のための教育行政責任者ではなかった。そのような立場であったのが、当時の足立儀八であった。

(5-3) 儀八と貫一の年齢

前項で足立儀八と貫一の年齢のことに触れたので、ここで2人の正確な年齢について記しておきたい。

一説によると、足立儀八は天保2年4月16日に生まれ、明治42年4月28日に死去したとする記述がある。信憑性に問題があると指摘した前出・飯田氏の『静岡県英学史』の中にそれがある。足立儀八の生没年月日をこのように明確に記せるということは、何らかの情報源があったはずであるが、それに関する記述が何もないので真偽を確認できない。そのため、「一説」によると、という曖昧な表現でしか扱うことができない。しかし、この記述は正しくないことが判明した。

足立儀八に関しては、本誌本巻別掲拙稿で詳細を示した通り、安間勉氏から提供を受けた墓石等の情報、及び筆者の調査により、正確な推定年齢を計算できている⁽⁴⁸⁾。

結論のみを記すと、儀八は文政12年(1829年)又は天保元年(1830年)の3月頃の生まれであると推定される。飯田氏が記す天保2年(1831年)とは、2年程の差がある。儀八は、用行義塾が出来た明治5年6月時点では、推定42~43歳3ヶ月ということになる。

足立貫一についても、墓石の情報によって年齢を推定できている⁽⁴⁹⁾。文政9年8月27日(西暦1826年9月28日)生まれの彼は、用行義塾発校時は満46歳2ヶ月である。年齢で見ると、貫一の方が儀八よりも3~4歳年上である。

戸倉新資料①で9名の発起人中、貫一の方が儀八よりも先に名が記されていたのも、年齢的に上であったことによるのであろう。ちなみに9名中の筆頭である足立英三郎は、当時足立家本家の当主であったから、年齢に関係なく本家と分家の序列から筆頭に置かれたものと推測される。

(5-4) 小区の区長・副区長

足立儀八は当時、村の教育行政の責任者であっただけではなかった。袋井東小学校所蔵の文書束⁽⁵⁰⁾の中から、①明治7年11月に、久津部学校のために土地と木を払い下げるよう浜松県令に願い出た文書の中で、差出人として、「区長」(正確には「右区長」)としての足立儀八の名が記された文書(文書情報No.4-17)を発見した(写真2)。

②同じ時期の別の文書(文書情報No.4-6)でも、足立儀八が、「第二大区十二小区」にある久津部学校の要求を浜松県令に伝える内容のものがある。ここでは足立の肩書きは確認できなかったものの、「第二大区十二小区」という区の名が判明する。

③更に別の文書から、明治9年4月時点で、彼は「第二大区拾壹小区」の「区長」であったことが分かった(文書情報No.4-16)。明治9年4月時点では、まだ浜松県の時代であり、同文書の宛名も林浜松県令である。明治7年の文書では12小区であったものが、ここでは11小区になっていて、同じ浜松県の時代であるが、途中で小区の数字が変更されたために、そのような違いが生じている。

④更にまた、明治11年10月付けの文書(静岡県の時代)では、「拾壹小区」の「副区長」の肩書きで足立儀八の名が記されていた(文書情報No.4-8)。

以上の文書から、足立儀八は明治7年には

写真2 区長・足立儀八の名が記された文書の例



12 小区の区長を、明治 9 年には 11 小区の区長を、明治 11 年には 11 小区の副区長を務めていたことが分かる。

ところで、ここに登場する「区」についてであるが、今では殆ど忘れ去られているように思われる明治初期の行政制度に関係しているので、解説をしなければならぬであろう。ここで言う「区」は、当時の「大区小区制」における大区または小区のことを意味する。足立が担当したのは、このうちの小区の方である。

大区小区制とは、明治 5 年 10 月の大蔵省達により導入され、明治 11 年 7 月公布の、いわゆる「三新法」（そのうちの「郡区町村編成法」）の導入によって廃止された制度である⁽⁵¹⁾。実際の導入と運用は地域によって差があったようで、久津部村が属していた浜松県の場合、この制度が導入されたのは明治 6 年 2 月以降である⁽⁵²⁾。また、廃止は上記の通り明治 11 年 7 月公布の法に基づくが、本稿で示す通り、明治 11 年 10 月時点でも足立の肩書きに副区長が使われていた事実があるから、新法公布後もしばらくの間は静岡県では大区小区制が残っていたことになる。

このように中央の法整備と地方での実態との間に齟齬が見られることや、小区の範囲と番号が度々変更されるなど複雑なものであったために、大区小区制の歴史を正しく理解することは今日でも面倒である。筆者の実感としてそう感じる。この制度の歴史を記録する試みも「貧弱」⁽⁵³⁾であると評されるレベルでしかなかった。

この大区小区制で規定されていた行政単位が大区と小区である。大区は 1 つの県を複数に分けた広域な範囲のもので、小区はその大区を更に幾つかの区域に分けたものである。それぞれの区の責任者として、大区には区長を、小区には副区長等を置いてよい（明治 5 年 10 月の大蔵省達第 146 号）とされた⁽⁵⁴⁾。しかし、以下の足立儀八の場合が該当するように、小区の長を区長と呼んでいた事例があるので、呼び名も全国で統一されていた訳ではないようである。また区長らの人選は、官選と民選が混在していたようである⁽⁵⁵⁾。

浜松県の場合は、大区小区の区域割は安定していたと言われているので、範囲の変更は殆どなかったようである⁽⁵⁶⁾が、区の番号は度々変更されているので複雑である。今日から見ても全体像を正確に把握することが難しい程であるから、実際に施行されていた当時も混乱したであろうことは容易に想像がつく。

また、実際の現場では、自分たちが属している地域を数字だけの小区の名称のみで呼ぶことはせず、久津部村や後の国本村の公式文書でも、「十六小区山名郡久津部村」（文書情報No.4-15）、「拾壹小区／山名郡国本村」（文書情報No.4-20）のように、村名が併記されることが多かった⁽⁵⁷⁾。1 つの小区に多くの村が属していたから当然のことではあるが、村名を無視した小区の番号だけでは不便でしかないことになる。要するに、数字だけで地域を区

別しようという発想自体が現場から拒否されていたとも言える⁽⁵⁸⁾。この制度が長続きせず、今日では忘れ去られてしまっているのも無理はないと思う。

「区長」の肩書きと共に足立儀八の名が記された前掲①の文書は明治 7 年 11 月のものであるが、その時はまだ久津部村は浜松県に属していた。大区小区制で浜松県は 3 つの大区に分けられ、久津部村は第 2 大区第 16 小区に属していた。同じ小区には山名郡の村のうち久津部村を含む 22 ヶ村が属していた。この第 16 小区は、明治 7 年 1 月の改正で第 12 小区に変わり、更に明治 8 年 6 月の改正で区の番号が変わった⁽⁵⁹⁾。但し、この時の改正で久津部村が含まれる旧 12 小区は、第 10 小区になったと記されている資料と、第 11 小区と記す資料の 2 種類がある⁽⁶⁰⁾。10 小区は誤りで、11 小区が正しいのではないかと筆者は考えている。前掲③の資料にある区名も「拾壹小区」であるし、次に述べる別の資料でも 11 小区となっているからである。

そして更に翌 9 年 8 月に浜松県が静岡県に合併されると、旧浜松県第 2 大区は静岡県第 11 大区となった。従って、9 年以降は久津部村が属していた上の小区は静岡県第 11 大区第 11 小区になったはずである。実際、その頃の資料である前掲④の文書では、「拾壹小区」の副区長として足立儀八が登場している。また、別の公刊資料でも、明治 9 年 8 月 21 日に静岡県が出来た時点で、旧浜松県第 2 大区が静岡県第 11 大区となり、第 11 大区第 11 小区の副区長に足立儀八が任命されていることが分かった⁽⁶¹⁾。以上のことから、明治 8 年の改正から明治 9 年の静岡県時代に至るまでの大区小区制では、久津部地域は第 11 小区に属していたと考えて間違いない。

これより前、明治 7 年 11 月時点の前掲①②の文書は、久津部村が浜松県第 2 大区第 12 小区に属していた時代のものであり、上述した当時の大区小区制の解説内容とも合致する。この時、浜松県第 2 大区第 12 小区の区長が足立儀八であったことになる。

この第 12 小区には 22 の村が含まれていたから、後の時代であれば、郡に相当する程の地域に相当し、足立儀八はその地域を治める地方行政責任者（後の郡長レベル）であったことになる。足立儀八が、そのような立場にあったことが、明治 7 年の前掲文書から初めて判明した。

なお、静岡県になって以降は、足立は第 11 大区 11 小区の「副区長」となったが、静岡県の小区の長の呼び名が「副区長」になっただけであるから立場には変更がない。

以上をまとめると、当時の足立儀八は、浜松県及び静岡県内の小区の長として複数の村を治める地方行政責任者であったというになる。彼が教員であったとは思えないと述べた最大の理由は、ここにある。

また、その地位にあった時期は、確認できる範囲で言うと、遅くとも明治 7 年 11 月には既に区長にあり、確認

できる最後は副区長であった明治 11 年 5 月の資料⁽⁶²⁾までである。

しかも、前述した通り、彼は学区取締でもあった。彼が学区取締を務めていた時期は、浜松県から最初に任命されたのが明治 6 年 2 月であること、また袋井東小学校に残る文書から実際に足立の肩書きとして学区取締と記されたものは明治 10 年 6 月（文書情報No.4-19）、明治 11 年 1 月（文書情報No.4-22 以下）、明治 11 年 7 月（文書情報No.4-4）の時期を確認できている⁽⁶³⁾ことから、明治 6 年から 11 年までは確実に、その役にあったと言える。

この時期は、上に示した通り、彼が小区の区長・副区長を務めていた時期とほぼ重なっている。この点は注目してよいと考える。一般行政も教育行政も未だ分業するほどのレベルには至っておらず、同一人物が兼任して対応していたのが、明治初期の地方行政の実態であることを窺えるからである。

地方行政官と教育行政責任者を兼ねていたのが足立儀八であったから、彼は当時の地元をリードした必要不可欠の人物であったと言えるであろう。

(5-5) 人民総代

明治 14 年 12 月に、「山名郡第拾二学区」の広岡村、国本村、愛野村の 3 村が、「村立小学区聯合村会規則」を作り、これを文書にまとめた時、同文書の末尾に「国本村人民総代」として「足立英三郎」「足立儀八」の 2 人が連記されていた⁽⁶⁴⁾。足立儀八は明治 14 年時点では国本村の人民総代の 1 人でもあった。

これより先、明治 8 年 11 月 11 日には、「改正惣代人足立儀八」が浜松県令に石野村・小野田村の合併願（この合併で愛野村が誕生）を提出していることも分かった⁽⁶⁵⁾。なぜ久津部の足立が、久津部の南に位置する両村の合併の届けを提出しているのかは分からないが、自分の出身村以外についても村民の代表を務めることがあったことになる。

以上のことから、足立は、県から任命されて区長や学区取締などを務めたというだけでなく、地元民からも代表として認められる存在であったことが分かる。彼は当時の久津部村及び周辺地域を代表する名望家の 1 人と言って間違いはない。

(5-6) まとめ

後にこのような立場になる足立儀八が、1 つ目の用行義塾の設立に加わり、2 つ目の用行義塾及び久津部学校においては学校の「主」を務めていたのである。最初の小学校としての用行義塾は「私立」という枠で扱われているけれども、村の代表格である足立儀八のような人物が設立に関与しているのであるから、それだけでも用行義塾が実質的には公的な性格を有する学校であったことが推測される。

但し、1 つ目の用行義塾が存在した明治 5~6 年当時の足立の立場については何も情報がないので、この指摘は

後の彼の立場を考えた上での推測に過ぎない。この点でなお問題が残されている点に注意されたい。

しかし、戸倉新資料①に記されている通り、1 つ目の用行義塾は「旧久津部村共有金三百円ヲ以テ学堂ヲ建築シ」て作られたことが判明しているから⁽⁶⁶⁾、資金の面だけから考えても公的な性格を有する学校であったことは確実である。つまり、1 つ目の用行義塾は「村立」と言っても過言ではない学校であった。官の指示で作られた訳ではないが故に、単に私立扱いにされただけであると考えておくべきであろう。現在、用行義塾の姿はここまで類推できるようになってきた。

6. 足立貫一について ~足立寛との関連~

次に、『慶應義塾百年史』他で用行義塾のもう 1 人の設立者としてその名が記載されることがあった足立貫一に着目してみたい。彼については既刊拙稿で、『沿革史』の情報から分かる限りにおいて人物像の推定を行っている。そこでは、貫一は他の足立姓の人々とは異なり村政に関与した証拠は見つからなかったが、藺席を製造する会社を興していたことが判明し、やや風変わりな所がありそのような人物であると評した⁽⁶⁷⁾。しかし、その評価は一部を修正する必要が生じてきた。以下に、その後の調査結果を基に、彼に関する新情報を紹介したい。

(6-1) 役人及び地域代表としての足立貫一

足立儀八の所で述べたように、足立貫一も儀八と同じく明治 6 年 2 月付けで浜松県から「学区取締」を任命されていた。彼もまた、地域で教育行政を司る県の役人であったということである。但し、学区取締としての貫一については、その役に任命されていたという事実のみが分かっているだけで、事務内容が分かるような資料等は発見されていない。

また、儀八のように小区の区長等に任命された記録もない。しかし、儀八その他の人物になくて、貫一だけに見られるものとして注目されることは、地方民会として明治 10 年に開かれた「遠州国州会」第二次常会に議員の 1 人として彼が参加していることである。その会の日誌冒頭に記された議員一覧の中に、「第十一大区十一小区」「四十八番 足立貫一」とある。内容的には取るに足らないものであるが、一度だけ議場で発言もしている⁽⁶⁸⁾。

更に、明治 14 年 10 月 18 日付「校舎新築寄附金御届」という文書が袋井東小学校の文書東の中にあり、戸倉新資料でも記されていた通り、明治 14 年の校舎移転新築の際に、広岡、国本、愛野の 3 村が寄附金を提供したことが記されている。この文書の宛先は静岡県令であるが、連記された差出人の中に、国本村の「人民惣代」（または総代）として足立英三郎、足立貫一の 2 人の名が記されていた⁽⁶⁹⁾。

前稿で筆者は、足立貫一は村政に関与した証拠はない

と記したが、学区取締という県から任命された教育行政の責任者を務めていたほか、遠州国州会議員として久津部の足立姓として唯一これに参加し、また人民総代の1人として県に報告を出すこともあった。従って、彼もまた地域の世話役的な仕事をしていたことになり、筆者による以前の指摘は修正する必要がある。これは今回、新しく判明した事実である。

(6-2) 医師・足立貫一

袋井東小学校の文書束から得られた文書情報No.4-13に、学齢に達した子供たちを調査(明治10年12月)したリストがあるが、そこに三女足立ひでの父親として足立貫一の名があり、更に貫一の肩書きとして「医師」と記載されていた⁽⁷⁰⁾。明治10年当時、彼の職業は医師であったことが、ここから分かる。

医師としての貫一を語るためには、まずその父親の話から始める必要がある⁽⁷¹⁾。足立貫一の父は足立貞助という。貞助は、それまで代々神官であった足立家⁽⁷²⁾にあって医者になることを目指した最初の人で、京都、長崎に出て古医法、和蘭医法を学び、その後、足立家の中ではじめて家業としての医業を地元で始めることになった。医者「テイスケ様」は地元の住民から「尊敬を集めた徳望の高い医者」であったという⁽⁷³⁾。

貞助には3男(2男の説もある⁽⁷⁴⁾)2女の子があり、長男が貫一で、三男が寛である。足立寛は後に陸軍軍医総監まで勤めた人物で、全国的にその名が知られる程の立派な医師になったが、その兄が貫一なのである。

はじめ弟の寛の方が、4歳の時に三州(三河国)吉田藩の藩医大澤玄龍の所に養子に出された。しかし寛が8歳のとき「故あって」生家に帰ったので、そのあと長兄の貫一がその「嗣」になったとある。ここでいう「嗣」は、寛の代わりに貫一が大澤家の養子として入り、寛の後を貫一が嗣いだことを指すと筆者は解釈している⁽⁷⁵⁾。それが正しければ、足立貫一も一時は大澤姓であった時期があったことになる。

父・貞助は、なんとしても大澤家との関係を維持し、自分の息子たちをそこに養子に出して、立派な医者になりたいと強く願っていたことが想像される。

その影響から、貫一も寛も父と同じ医者の道を進んだと思われる。陸軍軍医総監にまでなった寛についてはここに記すまでもないが、貫一が明治10年の時点でも医者を続けていた事実は、今回の文書束の調査によって初めて判明したことである。

(6-3) 福澤諭吉の片腕・足立寛の兄としての貫一

筆者にとって、足立貫一に関する情報で最も重要なものは、上述の通り、彼と足立寛が兄弟であったことを発見したことである。袋井東小学校で借用した資料の中の一つ『袋井東小学校のあゆみ』(10頁)の記録から初めてそれを知った。

なぜ足立寛と足立貫一が兄弟であることが重要である

のかとえば、足立寛は一時期、福澤諭吉の下で片腕役を務めたことがあるからである。

足立寛について上述の生い立ちの続きを述べると、彼は大澤家から実家に戻ったあと、地元で勉学の後、安政2年(1855年)に江戸へ出て蘭学と西洋砲術を学び、3年後に駿河に移り『蘭文読法』の書を出して学資を得ると、再び江戸に戻り、今度は福澤諭吉の下で蘭学を学ぶことになった⁽⁷⁶⁾。足立寛は食客のような形で福澤諭吉の門下生の1人になった。彼が福澤に弟子入りしたのは安政7年⁽⁷⁷⁾の時である。場所は築地鉄砲洲にあった中津藩中屋敷内で福澤に宛がわれていた家である。

福澤は安政5年から藩の命により、ここに蘭学塾を開いていた。当時は塾の名前はなく、藩の中では「蘭学塾」と呼ばれ、世間では「福沢塾」と呼ばれていた。この福澤の塾が慶應4年に芝新銭座へ移転(新銭座への2度目の移転)をした時から「慶應義塾」という正式名称が付けられたのだが、今日の慶應義塾では、福澤が初めて江戸で蘭学塾を開いた安政5年を創立の時としている。

従って慶應義塾の歴史の中でも一番最初にあたる鉄砲洲の福澤塾が、足立寛が関係した塾である。足立寛は後にそこで塾生をまとめる立場に就いたこともあったので、慶應義塾の歴史において彼は第3代塾長にも位置づけられている⁽⁷⁸⁾。

その時代の塾の様子を伝える資料として残っているものは、足立寛の述懐が殆ど唯一のものである。当時の建物が1階は6畳1間、2階は15畳ほどの広間になっていたこと、1階の6畳間には畳が3畳だけあって、そのうちの2畳を福澤が使い、片隅の1畳を足立が使っていたこと、2階には岡本節蔵、山口良蔵などもともと緒方塾にいた者等が7、8人出入りしていたこと、福澤は字を忘れるとすぐに2階に駆け上がって塾生に聞き、それから翻訳を続けたこと、足立は福澤からここで飯炊きをしながら書生をしたらよいと言われたこと、等を足立は回想している⁽⁷⁹⁾。

これらのエピソードは各所で何度も引用されているので、よく知られている話である。元々は高橋義雄が、将来に福澤諭吉の伝記を編纂することがあった場合の参考資料にしようと、福澤と縁のある関係者にインタビューを行い、それを記録に残していたものがあった。後に石河幹明が『福澤諭吉伝』を書くことになった際、その記録は、高橋から石河に提供され、石河によって参照されている⁽⁸⁰⁾。石河による『福澤諭吉伝』は岩波書店から昭和7年に出版されたが、その直後の昭和9年に高橋によるインタビュー集も『福澤先生を語る 諸名士の直話』として刊行されている⁽⁸¹⁾。足立寛による上記の回想記は、『福澤先生を語る 諸名士の直話』にそのまま収められているだけでなく、『福澤諭吉伝』でも引用されている。それ故、足立のこの証言はよく知られており、筆者もその内容は承知していた。

ところが、その足立寛が久津部の出身であることを筆者が知ったのは、恥ずかしながら2014年のことである。そして、この足立寛と足立貫一が結びつくことを初めて知ったのは、2015年3月に袋井東小学校から借りた資料の1つ、『あゆみ』を見た時である。福沢と袋井・久津部が結びつくとは、何という巡り合わせであろうかと驚愕したことを覚えている。

既刊拙稿「用行義塾と福沢諭吉」の中で筆者は、用行義塾の《設立趣意書》が福沢の『学問のすすめ』の考え方と似ていることを以て、用行義塾が福沢の影響を受けて作られたかのように述べる『袋井市史』等の先行研究の評価は、論証の厳密性を欠いているので早計であり、実際のところは関係があるのかどうかは分からない、と指摘した。また続く拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」では、『学問のすすめ』発行以前に用行義塾の学堂の土木切りが終了していた事実を発見したので、用行義塾の設立と『学問のすすめ』は関係がないと断定した。

しかしながら、上述の関係が明らかになったことで、足立寛を介して用行義塾と福沢が結びつく可能性が新たに出てきたことになる。郷土の俊英で、江戸に出て洋学洋医を志していた足立寛の存在は、久津部村の人々に影響を与えなかったはずはない。用行義塾の設立に当たっても、足立寛を介して福沢の影響が及んでいた可能性もあり得るかもしれないと思うようになった。

但し現状では、その可能性があるかもしれないという想像のレベルの話であって、本当に結びつくのか、また、どのように結びつくのかを論じる材料は、今のところ何もない。判明した事柄は、用行義塾の発起人の1人である足立貫一の実弟が、福沢諭吉の内弟子として学んでいたことがあるという事実のみである。それでも何かがあるかもしれないという予感はある。その予感を具体的に裏付ける証拠が新に発掘されることを密かに期待している所である。

7. まとめ

本稿では、用行義塾が2つ存在していた事実を初めて指摘し、加えて、既存文献ではそれらを混同しているケースがあることを紹介した。更に、1つ目または2つ目の用行義塾の責任者として既存文献中でもその名を確認できる人物でありながら、どのような人物であるか全く分からなかった足立儀八と足立貫一について、未公開資料等から筆者が発掘した最新情報を基に、現状で分かる限りの人物像を紹介した。

このうち、足立貫一と足立寛が兄弟であったという事実は特に注目に値する。一時期、福沢諭吉の片腕のような立場にいた足立寛が、用行義塾の設立者と結びついたのである。既刊拙稿で筆者は、用行義塾と福沢の関係を強調しすぎるのは問題であると指摘したが、上記の人的

結びつきが分かったことにより、将来、筆者の指摘を修正しなければならない日が来るかもしれないと予感するようになった。

筆者による先の指摘それ自体は、現在判明している記録を材料にする限りでは今も有効であるが、しかしながら今後、足立寛が用行義塾の設立に直接間接に影響を及ぼしていたことを証明する材料が見つければ、筆者は喜んで過去の指摘を修正したいと思う。ただし、そのためには、まだ明らかになっていない資料が発見されなければならない。果たして、発見される日が来るであろうか。無論、筆者はそうなることを期待している。

- (1) 袋井市史編集委員会編『袋井市史 通史編』(袋井市役所、昭和58年11月3日。本稿では『市史』と略す)1034~1037頁に用行義塾の記述があり、その後の学校については1037頁以下を参照。
- (2) 袋井市史編集委員会編『目でみる袋井市史』(袋井市役所、昭和61年3月31日)80頁。
- (3) 拙稿「用行義塾の場所と建物について」『静岡理工科大学紀要』第24巻、2016年)参照。
- (4) 久津部学校開始時は校舎の新築はなく用行義塾の学堂1つがそのまま使われたことは、拙稿「用行義塾の場所と建物について」でも紹介した。但し同稿では、明治14年の新築移転まで校舎は1つのみであったと記したが、その点が怪しくなってきた。14年新築前に校舎のやりくりで苦労していることを伝える文書の存在が袋井東小学校所蔵の文書東の調査によって明らかになったからである(本誌本巻別掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その2)」参照)。そこには「南校舎」という言葉があり(文書情報No.3-13。明治12年11月の情報)、その頃には複数の建物が存在していたことが分かる。複数の建物があれば、14年までは用行義塾時代の学舎が1つのみであるとした拙稿の記述は正しくないことになる。しかし、複数校舎になったのがいつであるかについては不明である。ただ、本稿の表1の文部省の記録にあるように、明治10年の報告で教場は1つと届けられているから、複数校舎化があったとしたら明治10年より後で、明治12年11月よりも前ということになる。
- (5) 『我が郷土』については、前掲拙稿「用行義塾の場所と建物について」の注(4)を参照のこと。
- (6) 拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革誌」について(その2)」(『静岡理工科大学紀要』第24巻、2016年)所収の情報No.2-4を参照のこと。
- (7) 同上拙稿、情報No.13-1を参照のこと。
- (8) 拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」(『静岡理工科大学紀要』第23巻、2015年)、及び戸倉昇一「二八、刮目舎覚書」(袋井市地方史研究会編集・発行『ふるさと袋井』第4集、平成元年11月)を参照のこと。
- (9) 後述する大区小区制の説明部分で示すように、第11大区は明治9年に浜松県が静岡県に合併した後に久津部地域を含む地域に設定された大区であり、久津部学校が出来た明治6年は浜松県第2大区第16小区でなければならない。戸倉新資料①は明治13年のものであるが、明治9年以降の静岡県時代の大区小区と浜松県時代のそれとが違っていることを忘却している。なお、静岡県の第11大区となった後に久津部地域が属した小区は11小区と12小区の2説がある点に注意されたし。ここでは11小区となっているが、本文で紹介した第2の情報は『沿革誌 明治25~29年』では12小区と記されている。
- (10) 神辺靖光『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』(多賀出版、1993年2月27日)354頁、及び372~373頁、396頁。
- (11) 足立儀八の名前であるが、ここで「義」の文字が使われているように、資料によって「義」と「儀」が混在している。しかし、前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その2)」で示した通り、当時の1次資料ではすべて「儀」が使われており、こちらが正しい。従って「義」の文字が使われている資料はすべて誤記と断定してよい。
- (12) 片山清一『私学行政と建学精神』(昭和59年3月31日、高陵社書店〔非売品〕)32頁。
- (13) 神辺靖光『日本における中学校形成史の研究』(多賀出版、1993年2月27日)188~190頁。
- (14) 飯田宏氏は静岡女子短期大学の教員を勤めた人である。明治34(1901)年生まれ、大正14年に早稲田大学英文科を卒業、静岡県内の中学・高校で教員・校長を歴任し、磐田南高校の校長を務めたこともある。昭和28年5月から静岡女子短大の英語の講師(静岡県処遇講師)に就任している。以上は同短大『紀要』第4号(昭和32年12月25日発行)177頁に掲載されている飯田氏の略歴による。
- (15) 飯田宏『静岡県英学史』(昭和42年12月20日、講談社)。
- (16) 拙稿「用行義塾と福沢諭吉」(『静岡理工科大学紀要』第22巻、2014年)、前掲拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」を参照のこと。『袋井市史・史料

編』にある用行義塾の史料は一番遅い時期でも明治6年1月までの記録がなく、その間の記録で判明している教員の名前が上記の3名である。

- (17) 前掲拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革史」について(その2)」所収の情報No.4-2を参照。
- (18) 本誌本巻別掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾(その1)」所収の、文書No.2-3、文書No.2-5、文書No.3-16の「資料の紹介」欄を参照のこと。
- (19) 仮に飯田氏の言う「久努村小学校」を「久努村にあった小学校」という意味であると善意に解釈しても、久努村は明治22年2月に出来た村であるから、清水が校長であった上記の明治11~14年には久努村は存在していない。その頃の村名は国本村または広岡村である。村名が2つあるのは明治14年10月に校舎の移転があったためである。校舎移転前は国本村に設置されていたが、以後は広岡村の設置となった。この間の学校名は明治12年までは久津部学校であり、以後は公立小学割目舎である。更に明治19年から尋常小学割目舎(または割目尋常小学校)となり、明治22年の久努村成立以後もこの名が続く(以上、拙稿「袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察」『静岡理工科大学紀要』第24巻、2016年)所収の表1と本文を参照のこと。
- 従って、「久努村にあった小学校」の校長を清水が勤めたという説明も成り立たないことになる。善意の解釈を更に重ねて、正しく表現しようとするれば、「後に久努村となる地域が、まだ国本村、広岡村と呼ばれていた時代に、そこにあった小学校」の校長を清水が勤めた、ということになる。これならば間違いにはならないが、このような面倒な言い方をする必要などないはずである。要するに飯田氏が事実を正確にとらえないままに記述しているが故に、正しく解釈しようとするれば、このような面倒なことになるといふだけのことである。
- (20) 『沿革史 第1編』の冒頭にある編纂者(校長)一覧、及び『沿革史 第4編』所収の「学校職員」リストには、明治11年度~14年度の部分に、清水清太の名前が記載されているが、それ以外の場所では彼の名はない。つまり、この時期以外に彼が、後身の小学校で校長・教師を務めた事実はない、と証明できる。以上は前掲拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革誌」について(その2)」所収の情報No.4-2、及び同論文の注(19)を参照のこと。
- (21) 文書情報No.5を含め、すべて前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾(その2)」を参照のこと。
- (22) 前掲拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」を参照のこと。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 授業生については、宮川秀一「明治前期の小学教員—とくに補助員・授業生について—」(『大手前女子大学論集』第19号、1985年)が詳しい。
- (26) 注(22)に同じ。
- (27) 前掲拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革誌」について(その2)」所収の情報No.12-3、12-10、13-3を参照のこと。
- (28) 前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾(その2)」を参照のこと。
- (29) 同上拙稿所収の各種情報を参照のこと。例えば、文書情報No.5-10から、明治8年春の学業試験において優秀な成績を納めたとして久津部学校の足立五郎作が表彰されていることが分かる。この時、彼の立場は下等小学過程の7級である。明治8年時点でも、まだ小学校の低学年にすぎないのである。また、文書情報No.3-10からは、明治12年2月の期末試験で優秀者が表彰された中に、やはり足立五郎作があったが、この時、彼は「上等生」である。明治12年時点でも彼はまだ小学生なのである。
- (30) 池田哲郎『遠州英学史略—郷土資料双書5』(昭和46年11月1日、浜松市立図書館発行)は全32頁の薄い冊子体である。同題の論文が『日本英語史研究会研究報告』第86号(昭和42年)に掲載されており、これを単独の「郷土資料双書」として浜松市図書館が発行したものが同書ということになる。このため、初出は昭和42年と言える。
- (31) 池田哲郎氏は飯田宏氏の『静岡県英学史』を脱稿後に「丁戴」し、「一部可能な部分を補充したが、不足分の部分があり、併せて同書をご覧戴けると幸いです。」と追記に記している(19頁)。ちなみに池田氏は明治35年生まれで、東北学院大学教授などを経て昭和41~43年まで静岡女子短期大学の教授であった(同書33頁相当の奥付より)。飯田氏は注(14)に記した通り、明治34年生まれ、県内高校校長を経て昭和28年から静岡女子短期大学の講師に就任している。この情報だけでは勤務時期が重なっていたかどうかは不明だが、2人は同じ静岡女子短大に勤務していた間柄であることが分かる。
- (32) 池田氏の文章ではいま1つオリジナルの部分がある。それは、残されているという用行義塾時代の教科書の名前である。飯田氏の文章では「慶應2年開成所発行の「英語階梯」[English Spelling Bookがある]と書かれているが、池田氏の文中①の脚注で記されているものは「Book of Instruction at the school kaisezio in Edo, Vol.1. First Edition, Yedo Anno 2 keioa」である。池田氏の英書名表記は明らかにスペルミスがあるが、ここでは氏が記したままに転載している。
- 両氏が記している書物はそれぞれ別物である。『英語階梯』は石原千里氏が『英語階梯』とLindley Murrayの「スプリングブック」(『英学史研究』第13号、1981年)で記しているように、Lindley Murrayの書の一部をほぼそのままに翻刻して開成所が発行したもので、それ自身が再版されるほど広く読まれたほか、同書の異本や抜粋版、独習書、通俗書なども流通し、幕末から明治期に「英語開成所の教科書」としてよく知られた書である。
- 池田氏が記した書は、正しくは「BOOK FOR INSTRUKTION AT THE SCHOOL

KAISEIZIO IN YEDO」のごとで、国会図書館に残る原書の表紙には『慶應二年刊 英吉利単語篇 開成所』のラベルも貼られている。英文タイトルの下部には、「VOL. 1. FIRST EDITION. YEDO. ANNO 2. KEI-OU.」と記されている。このため池田氏の記した英文書名では、「for」が「of」に変わっており、「KAISEIZIO」が「kaisezio」と、また「KEI-OU」が「keioa」と誤記されていることが判明する。そのスペルミスはここでは問題にしないが、どうしても指摘しておかなければならないことは、池田氏が飯田氏と異なる表記で記しているのは何故か、という点である。飯田氏の本に依拠していると明記しながら、注記ではまったく別の本を記しているのだから、そこには何らかの理由があるはずである。しかし、説明が何もないのである。

- また、池田氏も飯田氏も、そのような教科書が残されている」と書いてはいるが、それが、どこに残されているのかについては何も記していない。さらに、それが用行義塾の教科書であったという根拠も示していない。英語教科書の存在という重要な点に関しても、2人は何も証拠を示していないので、後身の研究者が再確認することを妨げている。根拠を示さない学術研究などあり得ないはずだが、なぜそのような態度でいられるのであろう。出典を丁寧に記す作業が面倒なことは筆者にも分かるが、だからといって出典の記載がゼロというのは有り得ない話である。
- (33) 宮永孝「幕末・明治の英学」(法政大学社会学部『社会志林』第46巻第2号、1999年)縦書き用ノンプルの38頁。以下、同論文の頁も全て縦書き用の数値。なお、この論文は後に単行本・宮永孝『日本洋学史』(2004年6月10日、三修社)に収録されたが、ここでは281頁以下に「英学をおしえた教育機関一覧表」が掲載されており、286頁に用行義塾が記されている。内容は論文と同じである。
- (34) 同上、47頁。
- (35) 静岡県編集・発行『静岡県史 通史編5 近現代一』(平成8年3月15日)178頁。
- (36) 同類項の他の文献を更に示すと、静岡県立教育研修所編『静岡県教育史 通史篇上巻』(昭和47年11月3日、静岡県教育史刊行会発行)255~257頁、松田正「近代教育の黎明期に学校を支えた人々」(『磐田人物往来』平成12年9月23日、磐田歴史の会発行)51~52頁、「明治5年山名郡久津部村に開設された私塾／発見された『用行義塾』の版木」(「／」は小栗による。改行の意)『東海展望』1974年2月号)72~73頁、などが挙げられる。
- (37) 『慶應義塾百年史 上巻』(昭和33年11月8日、編集・発行:慶應義塾)251頁。なお、このとき慶應義塾では、慶應義塾と縁があるか否かを確認することなく、明治期に日本全国に現れた「〇〇義塾」と称する塾の情報を可能な限り集めたうえで、それをまとめたものがこの一巻である。恐らくは、慶應義塾が評判を得たので、慶應義塾を真似た「〇〇義塾」が日本中に出来たのではないかという思い込みが百年史を作成した人達の脳裏に浮かんでいたのではないかと筆者は勝手に想像している。しかし、「〇〇義塾」はすべて慶應義塾を真似て作られたというのは自明のことではない。例えば、用行義塾の場合、筆者の研究では、慶應義塾や福沢諭吉の影響を受けた結果として作られたものであるかは不明というのが現時点での結論である。用行義塾の例だけを考えても、慶應義塾との関係は証明されていない。1つの事例についてだけでも、証明作業には大変な労力を要するが、それらの検証を一切抜きにして、ただ「〇〇義塾」の名前を持った学校の情報を集めることだけに力を入れているのであるから、それを集めたいという特別な何らかの動機があったはずである。その動機について、筆者は上のように想像したのである。従ってまた、『慶應義塾百年史』が作成した「〇〇義塾」の一覧の中に用行義塾が入っていることに何の意味があるかについて、筆者は疑問を感じることはあっても、積極的な意味を見出せないでいる。果たして用行義塾以外の、全国に出来た「〇〇義塾」は、本当に慶應義塾を真似たものなのか、あるいは何らかの形で慶應義塾の影響を受けて設立されたものなのであろうか。その検証作業は省かれたままであるが、しかし、「〇〇義塾」の一覧情報は、今も慶應義塾は大切な情報のように扱っており、現在の慶應義塾のホームページ(http://www.keio.ac.jp/ja/contents/stain_ed_glass/1998/213.html)でも公開し、宣伝されている。しかも、ここでは「明治期に慶應義塾にならって設立された義塾と名のつく学校一覧」と題されている。『百年史』では明言されなかったけれども、ホームページでは「慶應義塾にならって」と断定されており、本音が漏れたかのように見える。そこに用行義塾も含まれているのだが、用行義塾が慶應義塾にならって作られたことを証明した人は誰もいない。それにも関わらず、やはりここでは根拠の説明を抜きにして一方的な情報の提示だけが行われており、その姿勢を筆者は冷ややかな目で見ていく。
- (38) 『慶應義塾百年史 下巻』(昭和43年12月20日、編集・発行:慶應義塾)810頁。
- (39) 表2の出版年に関して2つの補足を記しておく。

第1は、文部省年報の発行時期についてである。この資料の原物には発行年月日が明確に記されておらず、国立国会図書館(近代デジタルライブラリー)が記録している書誌情報には、すべての年報の出版時期の欄に「明8-大3」と記されている。その間に全てのものが発行されたという意味であって、1つ1つの年報がいつ発行されたのかについては特定していないことになる。しかし、年報「第1(明治6年)」の冒頭に掲載された上奏文を見ると、「該報記載スル所ハ明治六年中區画施設スル所ニ係リ内ハ省務ノ景況ヨリ外ハ学区ノ状態ニ至ルマテ類ヲ分チ品ヲ彙シ附スルニ略ヲ以テシ務ヲ展檢ニ便ナラシム」とある。明治6年中の情報を集めたものがこれである、ということであり、表題にも付されている「(明治6年)」の意味は発行年ではなく、収録されている情報の時期を示していることが分かる。更に上奏文の冒頭

頁の余白から1行目に掛かるように印で「明治八年文部省交付」と記されている。次頁には、署名者の文部大輔田中不二麿の名と、「明治八年一月四日」の記載がある。このことを以て、文部省年報の「第1(明治6年)」が、明治8年に発行されたものと国会図書館は理解して、出版年の最初を「明8」と記したものと推断できる。従って、毎年発行されたこの年報の次に当たる「第2(明治7年)」は明治9年に、「第3(明治8年)」は明治10年に発行されたと考えて間違いない。今回表2で用いたものは「第2(明治7年)」なので、発行時期は明治9年と推定した。

第2に、池田氏の資料の出版年に2つの情報を記したが、これは最初の論文と単行本化された時の年が異なることによるもので、注(30)で記した通りである。

- (40) 足立家は「代々久津部村の庄屋役をつとめた。なお北原川村庄屋も足立家一族がつとめている」と、「遠江国山名郡久津部村文書」を保存する国文学研究資料館史料館がホームページ上で記している(http://basel.nijl.ac.jp/~eadfa/db/internal/oc1-JALIT-DHD/changeview.cgi?xmlfidir=ac1956011&xmlfname=31K_ead-src.xml&xslfname=EADFAentire.xml)。
- (41) 前掲拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革誌」について(その2)」を参照のこと。
- (42) 『静岡県史 資料編 16 近現代』(平成元年3月20日、編集・発行:静岡県)所収の「25 学区取締に三宅均他三十九名任命(明6・2月)」(浜松県布達)652頁。ここでは「足立義八」と誤記されている。なお、足立貫一も、このとき同じ学区取締に任命されている。
- (43) 学区取締とは、学制下において設けられた職で、「学事に関するいっさいの事務を担当」することが期待されていた(『学制百年史』(昭和47年10月1日、文部省)254~255頁)。小学校の普及のために設けられた教育行政官のようなもので、県から任命され、県から手当も受けている。浜松県の場合、「金五円」の月給が支給されていた(『浜松市史 史料編六』(昭和38年、編集・発行:浜松市役所)122頁、明治7年3月の記録)。なお、後述の「区長」についても、浜松県の場合、小区の区長に月給「八円」が、小区の副区長に「七円」が支給されている(同上、122頁、明治7年2月の改正)。従って、学区取締も区長も、県の役人であったと言える。
- (44) 前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その2)」所収の文書情報No.4-5 が写真1の村松佐吉による届け。同様の他の就学届けは、文書情報No.4-4、4-22、4-23、4-24 が該当する。
- (45) 注(42)を参照のこと。
- (46) 本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した足立家の家系図について」を参照のこと。
- (47) 前掲拙稿「袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察」を参照のこと。
- (48) 注(46)と同じ。
- (49) 同上。
- (50) 以下①~④に示した文書情報No.は、全て前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その2)」所収の情報を参照のこと。
- (51) 井戸庄三「明治初期の大区小区制の地域性について」(『歴史地理学』第123号、1983年12月)12~13頁。
- (52) 同上、18頁。
- (53) 井戸庄三「明治初期の単一区制、大区小区制について」(『滋賀医科大学基礎学研究』Vol.10、1999年3月)1頁。
- (54) 注(51)と同じ。
- (55) 同上論文18頁に浜松県の事例が紹介されているが、それによると、浜松県では大区に大区長1名、副大区長2名、小区に小区長・副小区長を各1名(以上は官選)、また町村に戸長・副戸長を各1名(以上は民選)とする制度が明治6年2月に作られている。更に明治7年2月からは、大区の大区長・副区長が廃止され、小区のみに区長・副区長を各1名(官選民選が混在)置くことに変更され、町村の戸長・副戸長はそのままとされた。本稿で紹介した足立儀八の「区長」はいずれも明治7年の制度改正以降のものであり、彼が担当した区長とは小区の区長であることが分かる。
- (56) 同上。
- (57) 前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その2)」を参照のこと。
- (58) 大区小区制は「旧来の郡や町村とは無縁な、それ故に生活や生産の場とは関係なく、人然的・画一的な新しい行政区域を創出しようとする明治維新政府の「統治の論理」によって導入されたものであり、この制度により「旧来の町村は、法制上、行政区域としての地位を喪失し、小区または区のなかに埋没した」と評する研究者があるが、現実にはそうではなかったことが、前掲・注(51)の井戸論文24頁で指摘されている。筆者も同感である。
- (59) 前掲『静岡県史 資料編 16』の付録「明治7年静岡県/浜松県/足柄県(伊豆国) 大区小区一覧」(「/」は小栗による。改行を示す。実際は3つの県名が分かち書きで表記されている)の6~7頁を参照のこと。
- (60) 10区と記しているものは同上の附録7頁。
- (61) 『春野町史・通史編・下巻』(平成11年3月、春野町史編纂委員会編、春野町発行)14頁の「表1-4 第十一大区職員録」を参照のこと。前掲『静岡県史 資料編 16』所収の「32 静岡県職員録(明11・5月)」の中にも、静岡県第11大区の副区長(小区の区長)として、「(十一)足立儀八」が記されている(364頁)。
- (62) 明治11年5月の資料とは、同上注(61)の後半に示した資料のことである。実は前半の『春野町史』掲載の表1-4も、この県史の資料が元になっている。

- (63) 注(57)と同じ。
- (64) 前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その2)」所収の文書情報No.4-9。
- (65) 前掲『市史』827頁。
- (66) 注(22)と同じ。
- (67) 前掲拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革誌」について(その2)」を参照のこと。
- (68) 以上、前掲『静岡県史 資料編 16』所収の「50 遠州国州会第二次常会日誌(明10・11月)(抜粋)」(447頁以下)を参照。
- (69) 前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その2)」所収の文書情報No.4-11、4-12を参照のこと。
- (70) 同上拙稿。
- (71) 以下、主に山田万作『岳陽名士伝』(明治24年10月17日出版、編集・発行:山田万作)に収録の「足立寛之傳」(511頁以下)による。
- (72) この記録は足立寛についての伝記中のものであり、その家系が「世々神官たりし時に、父貞助が「始て」医師としての家業を立てたとあるので(同上、511~512頁)、ここで代々神官であったと紹介されているのは貫一及び寛が属する系統の足立家のことを指す。久津部足立家には幾つかの系統があるが、他の足立家のことには何も触れていない。
- (73) 「テイスケ様」の部分は、『竣工記念 袋井東小学校のあゆみ』(昭和62年3月31日、袋井東地区文教施設後援会。本研究では『あゆみ』と略す)10頁による。また、『あゆみ』については、前掲拙稿「袋井東小学校所蔵の文書東から見る用行義塾(その1)」収録の表7、文書No.5-1の「資料の紹介」欄を参照のこと。
- (74) 二男説は同上『あゆみ』(10頁)のことで、長男貫一、次男寛の「2人の子ども」があったと記されている。三男説は前掲『岳陽名士伝』(511頁)にある。異なる説がある理由は分からないが、本稿では記述の詳しい後者の文献を重視し、三男説を採用した。
- (75) 前掲『岳陽名士伝』の原文では、寛が「八際にして故あって生家に帰る長兄貫一之君の嗣となり本姓に復し鉄蔵と称し」云々とある。寛が生家に帰ったあと、兄の「貫一」が寛の「嗣」となり、寛は本姓の足立に戻り、足立鉄蔵になった、ということである。この「嗣」は、兄が弟のあとを継ぐという意味にしか取れないが、この場合、弟に代わって兄が継ぐことができるものは養子先の大澤家の跡を継ぐことしか有り得ないと考え、そのように解釈した。
- (76) 以上は前掲『岳陽名士伝』による。
- (77) 初めて福沢の所を訪れたのは、足立寛が18歳のとき、福澤が26歳の時であろうと足立寛自身が述べている(高橋義雄編『福澤先生を語る 諸名士の直話』(昭和9年10月25日、岩波書店)151頁)。福澤がそこに蘭学塾を開いたのは安政5年であるが、その時福沢の年齢は満で23歳である。数え年で考えても福澤は25歳以上にはならない。数えて福澤が26歳になるのは安政7年である。足立は天保13年(1843年)生まれなので、彼が満18歳の年は文久元年(1861年)であり、数え年で18歳になるのは安政7年(1860)である。足立寛の述懐が正しいと仮定して、以上の年齢から考えて、安政7年という時期を出したが、その述懐に誤りがあれば修正の必要が生じる。
- (78) 鳥居泰彦『回想 慶應義塾』(2013年1月31日、慶應義塾大学出版会)52頁。
- (79) 前掲『福澤先生を語る』151~152頁。
- (80) 同上書収録の石河幹明による「序」を参照のこと。
- (81) 同上書がそれである。

【追記】

本稿をほぼ書き終わろうとしていた頃に発行された『公報ふくろい』第188号(平成28年11月1日発行、編集・発行=袋井市役所企画政策課)の末尾(30頁)下段にコラム「袋井宿開設四〇〇年 第8回 郷土近代化の行列」が掲載されており、そこに次の文があった。「政府による学制の発布前から用行義塾という普通科の学校を村人自らが設立し、公立の久津部学校(現・袋井東小学校)の開校後は、英語科の学校として独立して教育を続け、人材の育成にも力が注がれました。」筆者は本稿において、用行義塾が廃止になった後も英語を教える学校として用行義塾が生き残っていたことを示し、そのことを「これまで誰からも一度も指摘されたことのない新事実」であると記した(本稿「2.」《第2章の意》の冒頭)。しかしながら本稿が世に出るよりも前に、用行義塾が英語を教える学校としてその後も存在したことを、このコラムが先に発表したことになる。筆者は資料の調査を重ねた結果として2つ目の用行義塾が存在したことを明らかにしたが、このコラムの筆者はそのことを、いとも簡単に書いている。なぜ、そのように書けるのかを不思議に思い、もしかすると筆者の知らないところで既に筆者と全く同じ研究を誰かが行っていて、その成果が発表されているのかもしれない、コラムの執筆者はそれを見て上の文章を書いたのではないかと疑った。もしそうであれば今回の筆者の作業は徒労に終わる。

そこでコラム執筆者が何を根拠にして、あの文章を書いたのかを是非とも知りたかった。筆者は、筆者の知り合いの元市職員に相談を試みた。その人は、現在『広報ふくろい』の作成に関係している職員をよく知っており、業務上の必要から今も連絡を取り合っている関係でもあるので、その元市職員を通して、『広報ふくろい』に掲載されたコラムの内容について詳しく知りたいたいで執筆者に教えて頂けないかと打診してもらった。その結果、直ぐに答えが分かった。コラムの執筆

者は袋井市教育委員会生涯学習課文化財係の水野氏ということであった。文化財係の水野氏といえば、筆者の既刊別項「用行義塾の場所と建物」の中でも紹介している方で、用行義塾の看板が設置されている場所が、なぜあの場所であるのかを回答して下さいた人である。

そこで次に水野氏に対して、今回のコラムの根拠となった典拠資料は何であったのかを直接尋ねることにした。筆者が袋井市歴史文化館のWEB上のメールフォームから氏に尋ねたのは平成28年11月29日午後3時過ぎであった。同日午後5時37分には早くも水野氏から返信のメールが届いた。氏はいつも素早く反応して下さいた。そこに次のような回答があった。

「普通科が久津部学校に移ってからの用行義塾に関する資料ですが、今迄に表に出ていない資料では無く、袋井市史(通史編・資料編四近現代・目で見ると袋井市史)とともに磐田市の見付学校に残されている教科書の説明や静岡県立教育研究所発行の『静岡県教育史』、池田哲郎氏の『遠州英学史略』、宮永孝氏の『幕末・明治の英学』を参考とさせていただきます。」

ここに挙げられている文献等の中で、見付学校に残されている教科書については具体的な書名がないが、これに関しては別に検討した結果を末尾に記す。その他の文献は筆者も承知のものばかりであり、本稿で示した通り、これらの資料では、小学校としての用行義塾が英語学校としての用行義塾に生まれ変わったことを明記しているものは1つもなかった。そこで筆者は水野氏に対して翌30日に再びメールで、これらの資料のどこをどのように読んで判断されたのかをご教示頂けないかという旨の再質問をした。同日午後1時22分に返信のメールが届いた。そこには次のような説明があった。

「用行義塾の件ですが、学制発布後、独立して英語学校となったと判断した根拠があった訳ではなく、普通科が久津部学校へ移って行き、教科書が残され、池田哲郎氏や宮永孝氏の論文をみると英語教育を行っていたと記されていることからの推測です。小学校の用行義塾と英語塾の用行義塾が別の学校であるという認識もありません。同じ名前なので継続していたと判断しました。以上のような状況です。」

この返信で筆者は納得した。資料の裏付けによる明確な「根拠があった」のではなく、英語教育を行っていたと書かれていた文章等から「推測」した結果であるということである。また、同じ校名なので2つの用行義塾が「継続」したものと考えていた、ということも分かった。

以下、これらの返答文を含めた水野氏の記述に対して、筆者が行った評価とその理由に関する解説を記す。

①水野氏のコラムは資料的根拠がないままの推測であることが判明したので、資料的根拠に基づいて2つの用行義塾があることを証明したのは本稿が初めてであることを確認しておきたい。

②明確な根拠はなかったとはいえ、2つの用行義塾があったことを推測した水野氏の判断は正しいものである。このことも指摘しておきたい。

③但し、ここで「正しい」と述べるに際しては補足が必要である。なぜなら、氏の解釈には正しくない要素も含まれているからである。

④筆者に寄せられた水野氏の回答と先のコラムの文章を併せて読むと、水野氏は用行義塾は元々普通科(小学校課程という意味であろう)と英語科の2つがあり、普通科の部分が久津部学校に移ったが、英語科の部分はそのまま「継続」して、用行義塾として存続した、という認識(これを[i]とする)を持っていく可能性がある。2つの用行義塾は別のものであるという認識はなく、継続していたと判断している、と述べているからである。しかしながらコラムの短文では、用行義塾の初めから英語科があったとは明記されていない。そのため小学校時代から英語科が併存していた訳ではなく、用行義塾という学校のみが継続していたというのが氏の認識(これを[ii]とする)である可能性もある。しかし、いずれの場合も事実と反する。

⑤まず[i]の場合であるが、小学校時代の用行義塾については、『袋井市史・資料編』にカリキュラムが掲載されているが、そこには「洋字」を教える時間が「五等」クラスの午後1時から2時までの「習字」の「学課」内にあるが、英語そのものを学ぶ時間や、英語で何かを学ぶ時間はない。1コマ単位の時間で見て、授業のコマをトータルで考えた場合の課程として見ても、元々英語教育は1つ目の用行義塾には存在していない。それゆえ[i]の解釈はできない。

⑥次に[ii]の場合であるが、教育の内容は全く異質のものに変化したけれども、他はそのままで、用行義塾は一貫して存続していた、という解釈は次の点で事実と異なる。すなわち、本稿で明らかにした通り、小学校としての用行義塾は資産の全てが久津部学校に寄附されたことにより、一度無くなっているのである。1つしか教場がない校舎も久津部学校にそのまま引き継がれた(既刊拙稿「用行義塾の場所と建物」参照)。その時期は明治6年2月(推定)から6月(久津部学校の開始)の間である。その後、英語の外国語学校として復活するのは明治7年である。明治7年のいつであるかは特定できないので、正確な時期を示せないが、一度消滅した用行義塾が再び英語塾として登場するまでに、長くても1年以内、短くても半年程の空白の時間がある。従って、用行義塾は一貫して継続してはいない。

学校の名前(用行義塾)と関係者(足立儀八)、学校の場所(久津部村)は同じであるが、学校の中身としては異質なものが、ある空白の時間を経過した後で新しく作られたのである。2つの用行義塾を混同することは間違っていることを本稿で指摘したが、それと同様に、2つの用行義塾が切れ目無く継続していたと考えることも正しくない。

⑦継続していたというイメージがあった為であると思われるが、コラムの末尾には、用行義塾は英語の学校になっても「教育を続け、人材の育成にも力が注がれました」と書かれている。これは用行義塾に対する過大評価であると思われる。なぜなら英語学校としての用行義塾は、本稿で示した通り明治7年に生まれ翌年に消滅している。小学校の用行義塾も明治5年6月の創立から半年ほどしか機能していない。2つの用行義塾は、いずれも短命な歴史しか持っておらず、とても人材を育成するほどの十分な時間があったとは言えないのが実態である。それ故か、自分が用行義塾で学んだことを記録に残している人は誰もいない。少なくとも、そのような記録は今のところ1つも発見されていない。従って、人材育成に大きな貢献があった学校という評価は、用行義塾については当てはまらない。

⑧もっとも短期間であったとしても、コラムの文章にあるように人材育成に「力が注がれた」のは事実である可能性はあり得る。しかし、本当にそう言える実態があったか否かを論じる材料が何もないので、正しいとも、間違っているとも言えない。すると、これ以上の議論をしようとしても、根拠のない想像による水掛け論にしかならない。そのような解釈は混乱を招き、正しくないイメージを流布させてしまう危険性があるので、問題であると言わねばならない。

⑨教育を行っている所なら教育に力を注ぐのは当然であり、この程度の文章なら一般論として当てはまるであろうから問題はないと考える人もいるかもしれない。しかし実証的な歴史研究を求める立場からすると、そのように軽く考える訳にはいかない。例えば、教育に力を注ぎ続けたという言葉は、用行義塾に対してではなく、用行義塾の後身である久津部学校と、さらにその後身である刮目舎へと続く、この地の小学校の歴史全体に対してこそ向けられるべき言葉である。その歴史の方が遥かに長く、また多くの卒業生を送り出しており、中には明治時代には珍しい学士(足立五郎作)まで輩出していたからである。それに比べると短命であった2つの用行義塾は、それ自体の教育の結果として見るべき成果があったかは疑問である。用行義塾の価値は、当該地域の有志の意思により、当該地域でいち早く学校として誕生した事実と、久津部学校に全てを引き継ぎ、その後の教育が比較的スムーズに展開できる環境を残したという点にある。だが、それは用行義塾自身が人材育成に力を注いだ結果として残された成果とは言えない。

⑩最後に、水野氏からの返信メールの中で触れられている「見付学校に残されている教科書の説明」の部分に関して、やや長くなるので、ここでまとめて記しておく。水野氏のコラムの記述は、英語を教える用行義塾があったことの根拠として、どのように結びついているかが筆者には分からなかった。そこで、そのことを質問するメールを更に筆者から水野氏に送信した。それに対する返信メール(12月20日)には、「見付学校に残されている教科書は用行義塾で使用されたことのみ情報でしかなく、使用者や書き込みなどありませんでした。」と記されていただけであった。見付学校にどのような教科書が残されている、そこにどのような情報が記されているのかを確かめれば全てが判明すると考え、筆者は12月23日午前、見付学校を見学に行った。しかし、2時間をかけて限なく見て回ったが、どんなに丁寧に見ても、用行義塾の名も、また該当しそうな教科書も見つけることができなかった。考えられることは小栗がなお見落としている可能性があること、展示内容が水野氏が見た時と現在では異なっている可能性があること、の2つである。前者の可能性が低いことは筆者には自信があったので、考えられることは後者の可能性である。そこで同日、4回目の質問メールを水野氏に送り、水野氏が見付学校で見た教科書とは何であったのか、またそれはいつのことであったかを再び質問した。それに対する水野氏の返信メール(12月26日)には、「お尋ねの用行義塾の開成所発行の教科書の件ですが、平成8年11月ぐらいに現物を確認したと記憶しています。その時に用行義塾で使用したという情報は磐田市職員からの口頭での情報提供だったと思います。本そのものに何か文字情報の記載は無かったと思います。」と記されていた。この返信から、幾つかのことが判明する。

第1に、見付学校の展示では、文字情報として、これが用行義塾で使用された教科書である等々の記載は存在せず、口頭で説明を聞いただけだったということである。水野氏の最初のメール文章から、見付学校で何らかの「説明」が文字でなされていたと筆者は解釈していたが、そのようなものは初めから見付学校にはなかったことになる。これでは、筆者がいくら見ても何も発見できないのは当然である。筆者の見落としとしていたことが、これで判明する。

第2に、「開成所発行の教科書」と水野氏は記しているが、筆者からの問い合わせの際には、筆者自身は一度も「開成所」という言葉を使ったことがない。従って、水野氏自身の記憶のみから、氏が見たものが開成所発行の教科書であると明らかにされたことになる。この情報には重要な意味が含まれている。

12月23日に筆者が見付学校を訪れた際、展示内容からは何も収穫はなかったものの、受付で買い求めた『解説 旧見付学校 改訂版』(発行：磐田市、事務局・磐田市教育委員会文化財課磐田市旧見付学校、平成26年3月25日。以下『解説』と略す)の中に、写真と共に「用行義塾で使用された『英語楷梯』のキャプションが唐突に記されている箇所があることを見つけた。原書では「階」の字の部分が、『解説』では何故か「楷」となっている。誤植かもしれないが、ここではこの点は問題にしない。問題なのは、この本が用行義塾で使用されたものであるとする根拠について、『解説』では何も説明がないことである。

以下は筆者の想像であるが、前出の飯田氏の本がその根拠なのかもしれない。なぜなら、筆者が知る限りにおいて、用行義塾の教科書として『英語階梯』を挙げている文献はこれのみだからである。飯田氏の本には、用行義塾で使われた教科書として「慶應2年開成所発行の「英語階梯」English Spelling Bookがある」と書かれていた。飯田氏の記述には根拠が示されていない点で信憑性に大きな問題があることは前述したが、そのような問題を気にとめなかった『解説』執筆者が、飯田氏の本の情報をそのまま受け入れた結果として、あのような記述がなされたのではないかと想像する。また、本稿注(14)に記した通り、飯田氏はかつて地元最優秀公立学校である磐田南高校の校長を務めたこともあり、磐田市とも関係がある。そのため磐田市が飯田氏の文章を参考にしても不思議はないと思われる。現状では、筆者にはこれ以外のシナリオは考えられない。

ところで、この『英語階梯』が、水野氏の記すように開成所の発行なのである。この点は飯田氏の本も間違っていない。『解説』掲載の写真でも「kaiseidzio」と記されているのが読み取れる。『解説』に、『英語階梯』の写真が掲載されているということは、『解説』の関係者または発行元の磐田市が同書を所有しているということになる。その本が、平成8年頃には見付学校内のショーケースに展示されていて、市職員の口頭解説付きで、水野氏がそれを見たと考えられる。なお、筆者が見付学校を見学した時には、展示されている書物の中に『英語階梯』を見つけることはできなかったため、現在は展示されていないようである。

但し、『解説』に写真が掲載されている『英語階梯』は非常に保存状態の良い本である。写真にある見返し部分の紙には皺が1つも見られない程の美本である。どう見ても、明治の初めに用行義塾で塾生たちによって実際に使われていた物とは考えられない。恐らくは同名の書を古書店等から別途入手し、それを見付学校内で展示し、更に『解説』用に写真を撮影したのではないかとと思われる。なぜなら、見付学校に展示されている他の教科書も、いずれも美本であるか、または明らかな複製本であって、明治の頃に子どもたちが実際に手に取って使用していた実物ではないからである。見付学校で展示されている書物の中には、篤志家から寄贈されたことを記す掲示がなされているコーナーもあるから、もしかすると『英語階梯』他の教科書も同一人物からの寄贈書なのかもしれないが、展示されている書物は多数に上るので全てが個人からの寄贈とは思えない。あるいは市が独自に購入したものとセットで展示されているのかもしれない。いずれにしても、当時の学校で使われていた本そのものではなくて、他で保存されていた同一書名の本を新しく入手して展示しているのが実態である。

従って、『解説』関係者または磐田市が所有する『英語階梯』そのものを見たとしても、そこからは用行義塾で使用していたことを示す証拠は見当たらないのではないかと想像される。用行義塾の所蔵印でも残っていれば、間違いなく用行義塾の所有物であったことが証明できるが、そのような証拠類が残っていれば、真っ先にその部分を写真等で示すはずである。それが無いということは、そのような証拠類はないということになろう。水野氏が、本そのものを見たけれども、そこには何も書き込みがなかったと述べている点とも符合する。

以上のことから、「残されている教科書」に関して次のことが言える。水野氏がかつて見付学校で見たものは『英語階梯』のことだと思われるが、これが用行義塾で使用されていた教科書であると磐田市職員から聞かされていた。そこで水野氏は、これを判断材料の1つとして、英語を教えていた用行義塾が存在していたことを結論付けたということである。水野氏の判断は間違っていない。但し、ここから分かることは、それだけのことであって、それ以上の意味はない。また、『英語階梯』が用行義塾の教科書であったことの具体的な証拠は、水野氏の証言や『解説』からも知ることはできず、根本的な答えは手に入れることができないままである。【2016年12月26日脱稿】